世田谷区
再犯防止推進計画

令和６～13 年度（2024～2031 年度）

目次

第１章　計画の概要……209
第１節　計画策定の主旨……209
第２節　計画の対象者……210
第３節　計画の位置づけ……210
第４節　計画期間……210
第５節　再犯防止とＳＤＧｓ……210
第２章　再犯防止を取り巻く状況……211
第１節　国及び東京都の取組み……211
第２節　再犯者に関わる状況……213
第３節　保健医療・福祉サービスに関わる状況……217
第４節　就労・住居確保に関わる状況……218
第５節　非行少年に関わる状況……220
第６節　更生保護に関わる状況……221
第３章　計画の基本的な考え方……222
第１節　基本理念……222
第２節　再犯防止における区の役割……224
第３節　基本目標……229
第４節　計画の体系……230
第４章　再犯防止に関連する施策……231
第１節　保健医療・福祉サービスの利用促進……231
（１）犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援……231
（２）薬物等の依存症を抱える人への支援……237
第２節　就労・住居確保の支援……238
（１）就労の支援……238
（２）住居確保の支援……240
第３節　非行防止と修学支援の充実……242
（１）児童・生徒等の非行防止……242
（２）修学支援の充実……246
第４節　民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進……247
（１）民間協力者の活動促進……247
（２）広報・啓発活動の推進……250
第５章　計画の推進体制……251
資料編……252
第１節　計画の策定経過……252
第２節　世田谷区再犯防止推進計画検討委員会設置要綱……253
第３節　世田谷区再犯防止推進計画検討委員会委員名簿……255

第1章

計画の概要

1 計画策定の主旨

（1）犯罪や再犯者の現状

全国における刑法犯の検挙人員は、平成16年（38万9,297人）をピークに減少を続け、令和3年（17万5,041人）には戦後最少となりました。

刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にある一方、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の割合を示す「再犯者率」は上昇傾向にあり、令和3年には48.6％となっています。検挙された人の半数近くが再犯者という状況です。

再犯防止の取組みは、これまで主に刑事司法機関が実施してきました。しかし、犯罪をした人等の多くは、安定した仕事や住居が確保できないまま矯正施設を出所する人、薬物等への依存がある人、高齢者や障害者など、様々な困難を抱えています。再び罪を犯すことを防ぐためには、地域社会で孤立することなく、必要な支援を受けられる環境づくりが必要です。

（2）国・東京都の動き

このような状況を踏まえ、国及び東京都では以下のような動きがありました。

- 平成28年12月　再犯の防止等の推進に関する法律　制定
- 平成29年12月　第一次再犯防止推進計画　閣議決定
- 令和元年 7月　東京都再犯防止推進計画　策定
- 令和元年12月　再犯防止推進計画加速化プラン　閣議決定
- 令和5年 3月　第二次再犯防止推進計画　閣議決定

（3）区の計画策定までの動き

区では、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支えることを目的とした「社会を明るくする運動」をはじめ、保健医療・福祉サービスの利用促進や就労・住居確保の支援など、再犯防止に資する様々な取組みを進めてきました。

今後、関係機関や民間団体等と連携して再犯防止の取組みを総合的に推進し、犯罪をした人等の立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを実現するため、再犯防止推進計画を策定します。

2　計画の対象者

本計画の対象者は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）で定める「犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者）」です。

これには、矯正施設を退所した人だけではなく、検察で不起訴処分（起訴猶予）となった人や裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人などが含まれます。

3　計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」に包含します。

本計画では、再犯防止を目的とした取組みのほか、保健医療・福祉サービスの利用促進や就労・住居確保の支援など、再犯防止に資する取組みや副次的な効果として再犯防止につながる取組みも推進します。

4　計画期間

令和6～13年度（2024～2031年度）（8年間）

5　再犯防止とＳＤＧｓ

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」という理念のもと持続可能なより良い社会を構築するという世界的な目標で、平成27年9月の国連サミットで採択され、令和12年（2030年）までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17の大きな目標と、達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

本計画は、このSDGsの理念のもと、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認め合う、社会的包摂の考え方を基本とするとともに、あらゆる施策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の観点から、各施策を推進します。

【特に本計画と関連する目標】

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
3 すべての人に健康と福祉を	3　すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	8 働きがいも経済成長も	8　働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
4 質の高い教育をみんなに	4　質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	10 人や国の不平等をなくそう	10　人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
5 ジェンダー平等を実現しよう	5　ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	16 平和と公正をすべての人に	16　平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
		17 パートナーシップで目標を達成しよう	17　パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※出典：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

第2章

再犯防止を取り巻く状況

1　国及び東京都の取組み

（1）国の再犯防止推進計画

国は、新たな被害者を生まない安全･安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組みが重要であるとの認識のもと、平成28年12月に「再犯防止推進法」を制定、平成29年12月に「第一次再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

第二次再犯防止推進計画では、5つの基本方針の下、7つの重点課題が設定されています。

＜基本方針＞

①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

＜重点課題＞

①就労・住居の確保等
②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③学校等と連携した修学支援の実施等
④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
⑤民間協力者の活動の促進等
⑥地域による包摂の推進
⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

＜国の第二次再犯防止推進計画策定の経緯＞

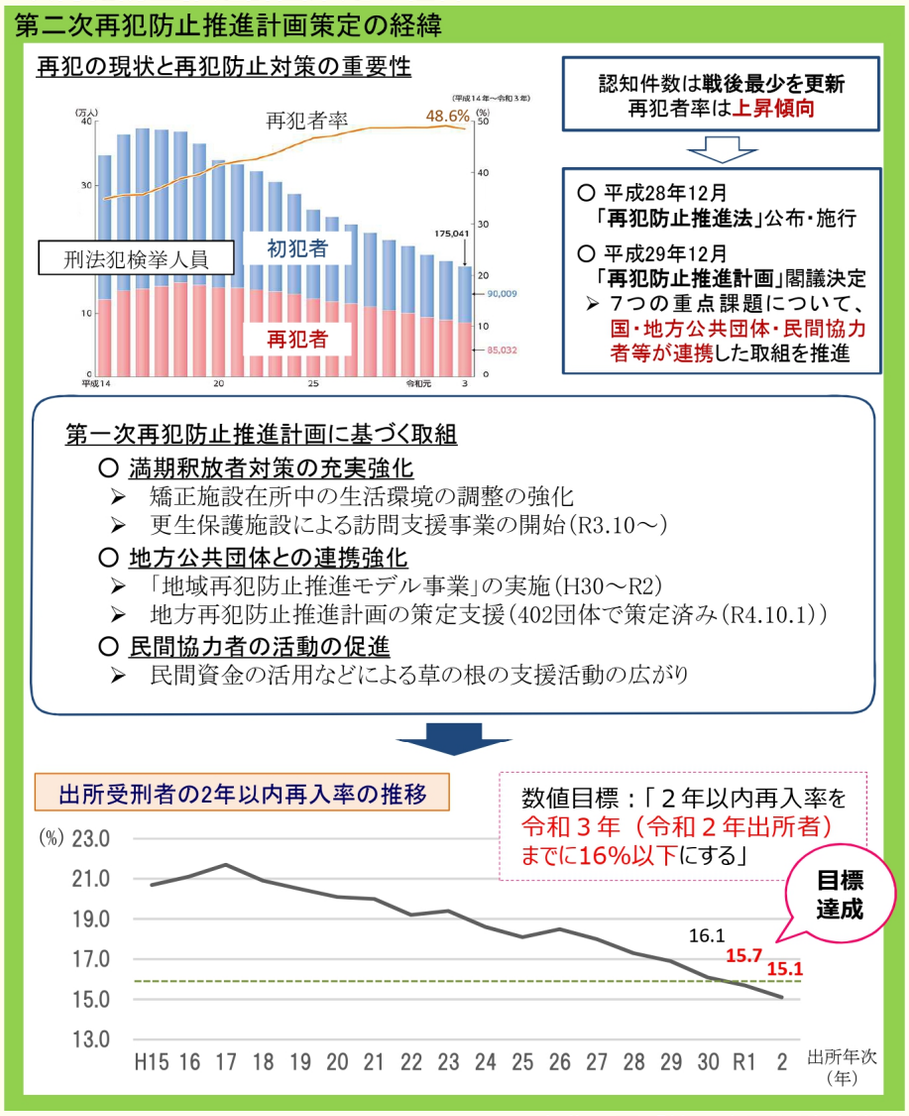

※出典：国「第二次再犯防止推進計画（概要）」

（２）東京都の再犯防止推進計画

東京都は、再犯防止推進法の趣旨や、誰もが社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も踏まえ、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

＜重点課題＞

①就労・住居の確保等
②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③非行の防止・学校と連携した修学支援等
④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
⑥再犯防止のための連携体制の整備等

2 再犯者に関わる状況

（１）刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率（全国、世田谷区）

全国の刑法犯検挙者数は、年々減少しており、再犯者数より初犯者数の減少が上回る状況が続いています。世田谷区の令和3年の再犯者数は391人、再犯者率は45％近くをほぼ横ばいで推移しており、東京都平均は下回るものの、検挙された人の半数近くが再犯者という状況です。

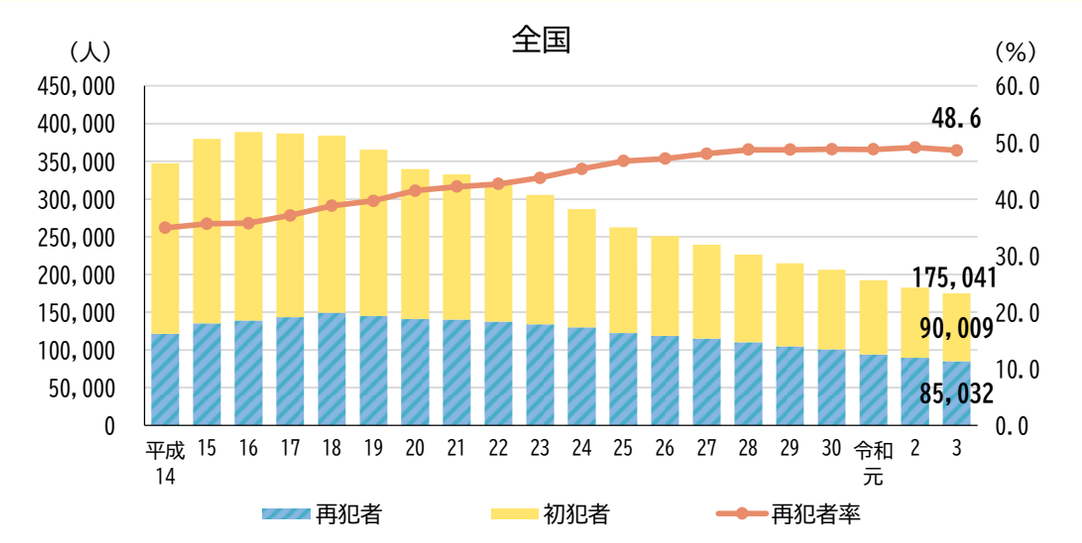

※出典：令和４年度版犯罪白書

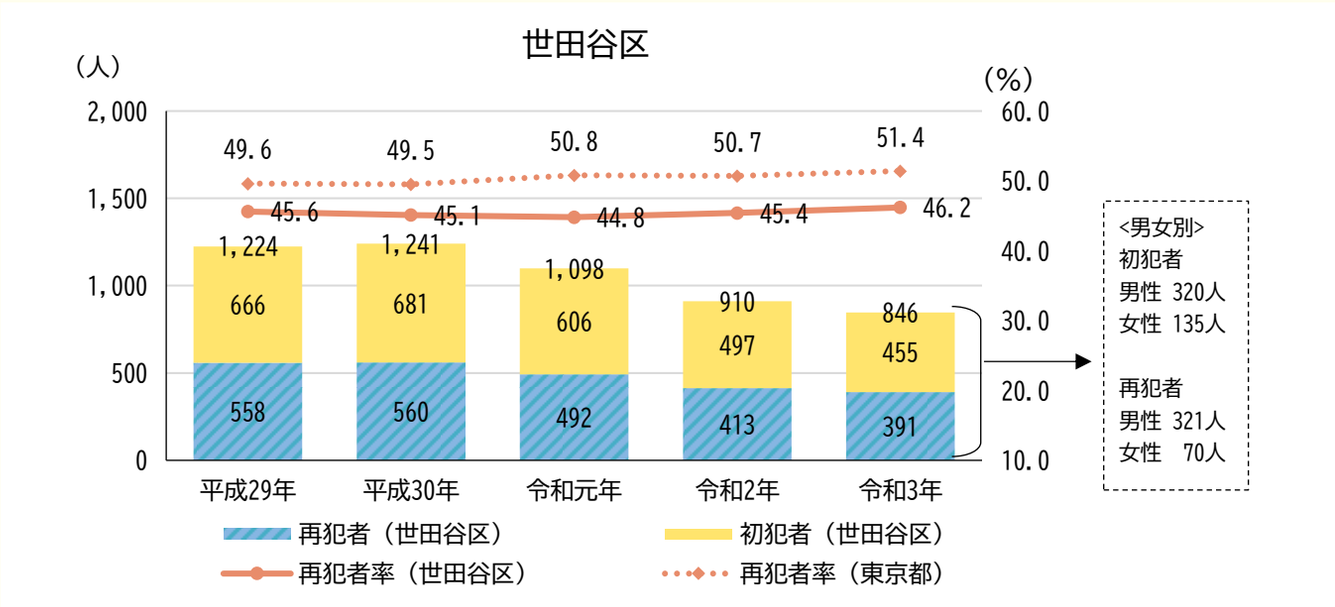

※出典：法務省矯正局提供資料。20 歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

（２）罪名別の再犯者数及び再犯者率（世田谷区：令和３年）

世田谷区で再犯者数が多い罪名は、窃盗犯で4割を占めています。また、再犯者率について、窃盗犯と薬物事犯は5割以上となっており、東京都と同様に高い傾向にあります。

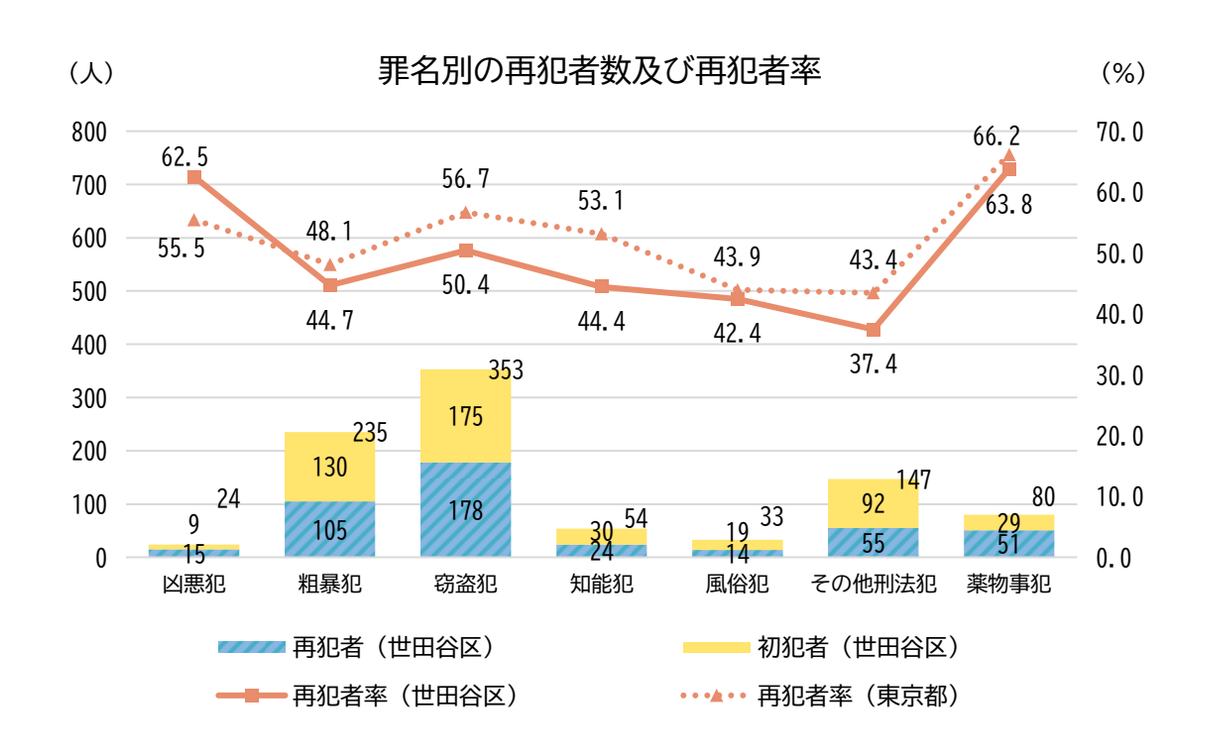

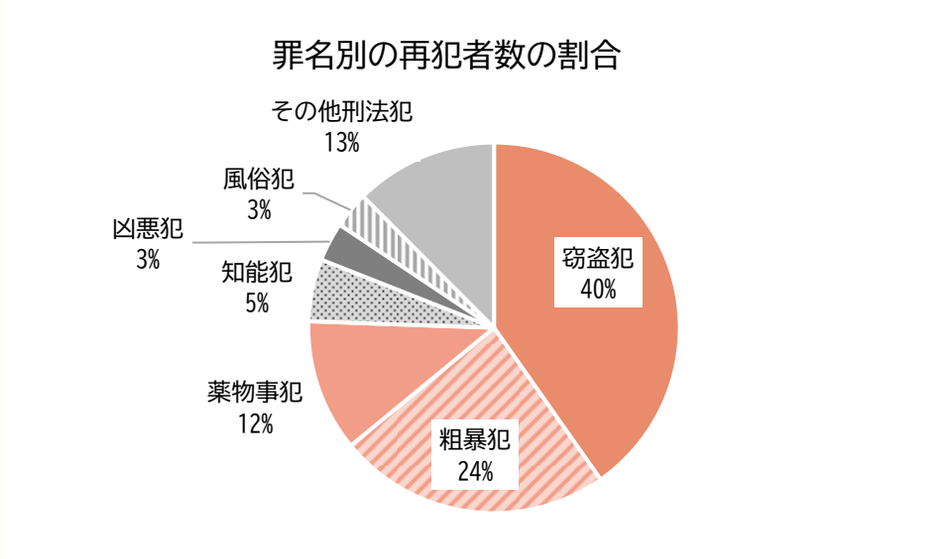

※出典：法務省矯正局提供資料。20 歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

＜参考：罪名種別＞

凶悪犯　：殺人、強盗、放火、強姦等
粗暴犯　：暴行、傷害、脅迫、恐喝等
窃盗犯　：万引き、空き巣等
知能犯　：詐欺、横領、偽造等
風俗犯　：公然わいせつ等
その他刑法犯：公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等
薬物事犯：覚せい剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法違反

（３）年代別・罪名別の検挙者数及び構成比（世田谷区：令和３年）

世田谷区の年代別の検挙者数（刑法犯及び薬物事犯）は、20～29歳が240人で最も多く、約2.5割を占めています。また、罪名別では、60歳以上で窃盗犯の割合が顕著に高くなっており、各年代においても一定の割合を占めています。

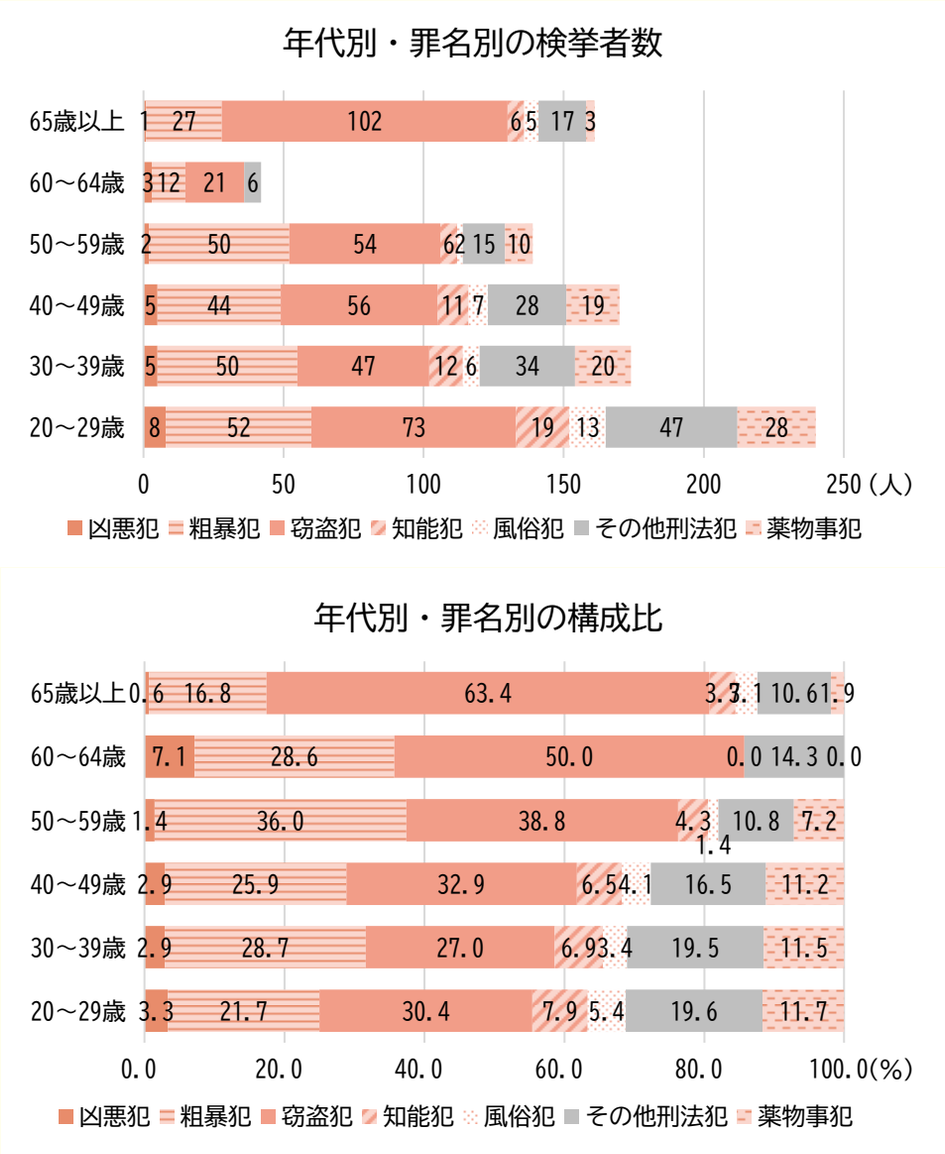

※出典：法務省矯正局提供資料。20 歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

（４）薬物事犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率（世田谷区）

世田谷区の薬物事犯検挙者数及び再犯者数はほぼ横ばいで推移していますが、再犯者率は高く、特に覚せい剤取締法違反の再犯者率は過去5年平均で約8割となっています。

また、全国的な傾向として、覚せい剤取締法の検挙者数が減少傾向にある一方、若年層を中心に大麻取締法の検挙者数が増加しています。

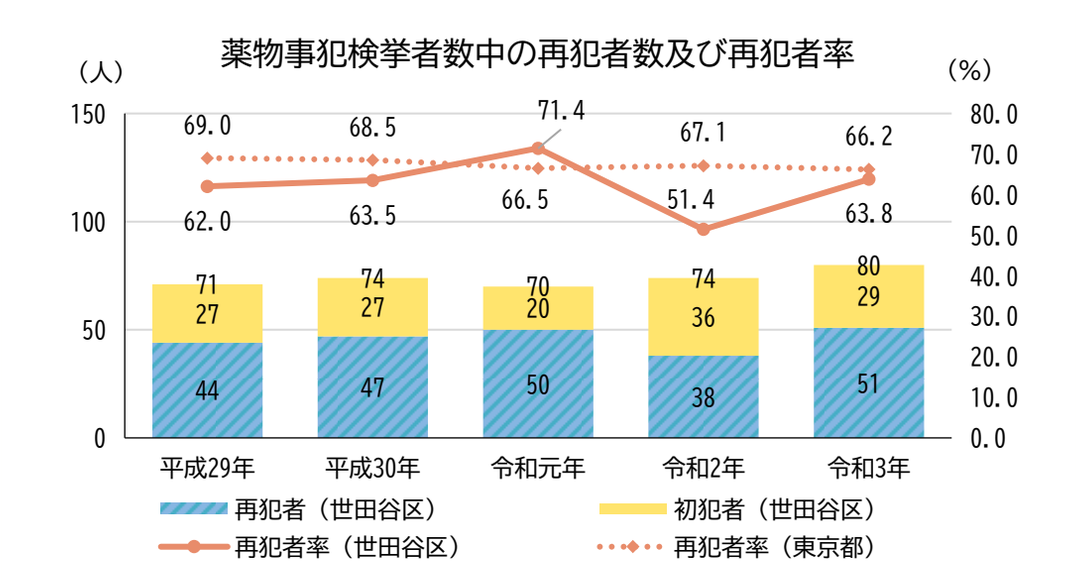

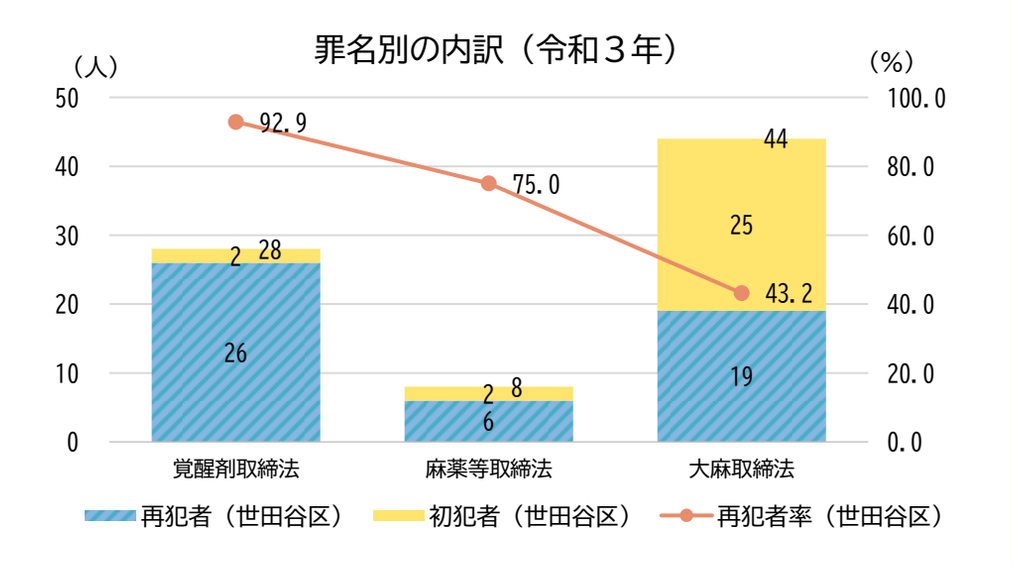

※出典：法務省矯正局提供資料。20 歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

3 保健医療・福祉サービスに関わる状況

（1）刑法犯検挙者数中の高齢者率（全国）

全国の刑法犯検挙者数中の高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることからほぼ一貫して上昇し、令和3年は23.6％でした。

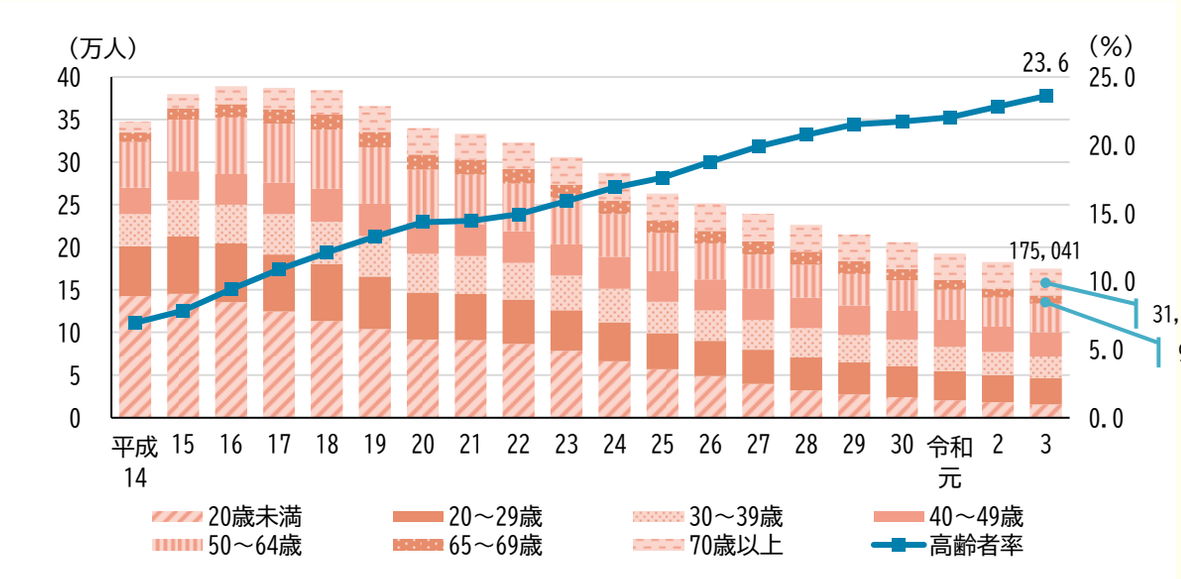

出典：令和４年度版犯罪白書

（2）刑法犯検挙者数中の高齢者の罪名別構成比（全国：令和３年）

全国の刑法犯検挙者数中の高齢者の罪名別構成比は、窃盗の割合が顕著に高く、特に女性高齢者では約9割が万引きを含む窃盗となっています。

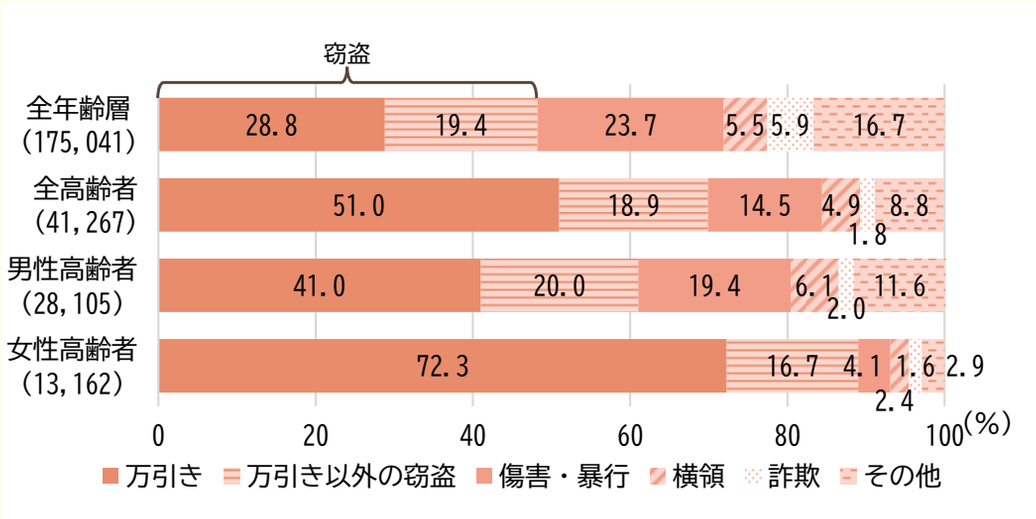

出典：令和４年度版犯罪白書

4　就労・住居確保に関わる状況

（1）保護観察終了時に無職である人の数及び割合（世田谷区）

世田谷区の保護観察終了時に無職である人の数は、全国的に保護観察終了者数自体が減少していることもあり、ほぼ横ばいで推移しています。

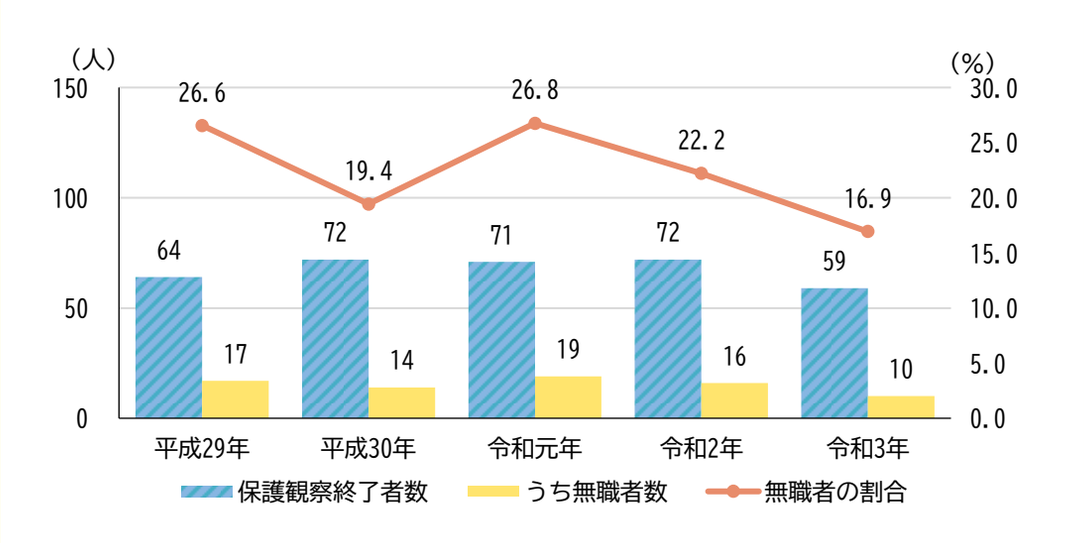

※出典：東京保護観察所提供資料

（2）協力雇用主の状況（世田谷区）

協力雇用主数は、近年全国的に増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降に登録数と新規就職者数がともに減少傾向にあり、世田谷区の協力雇用主は令和4年10月現在で24社となっています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
協力雇用主の新規登録数	3	5	1	2
協力雇用主の下への新規就職者数	13	14	7	5

※出典：東京保護観察所提供資料

（３）刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合（全国）

全国の刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合は、減少傾向にあるものの、一定数の割合で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者がいます。

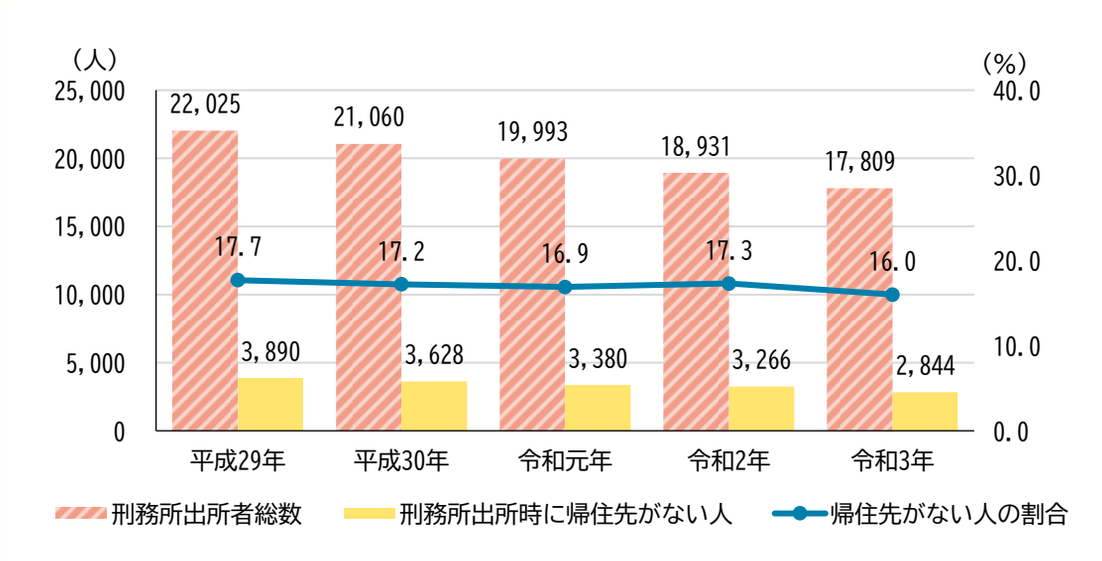

※出典：令和４年度版再犯防止推進白書

5 非行少年に関わる状況

（1）非行少年の検挙・補導状況（全国、世田谷区）

全国の非行少年は、年々減少しており、特に刑法犯少年の減少が顕著となっています。世田谷区の令和4年の非行少年は134人で、全国と同様に減少傾向にあります。

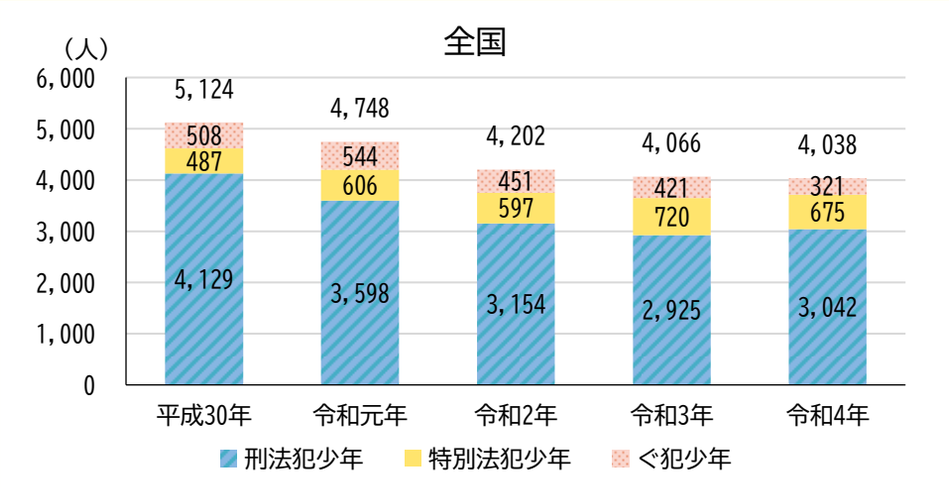

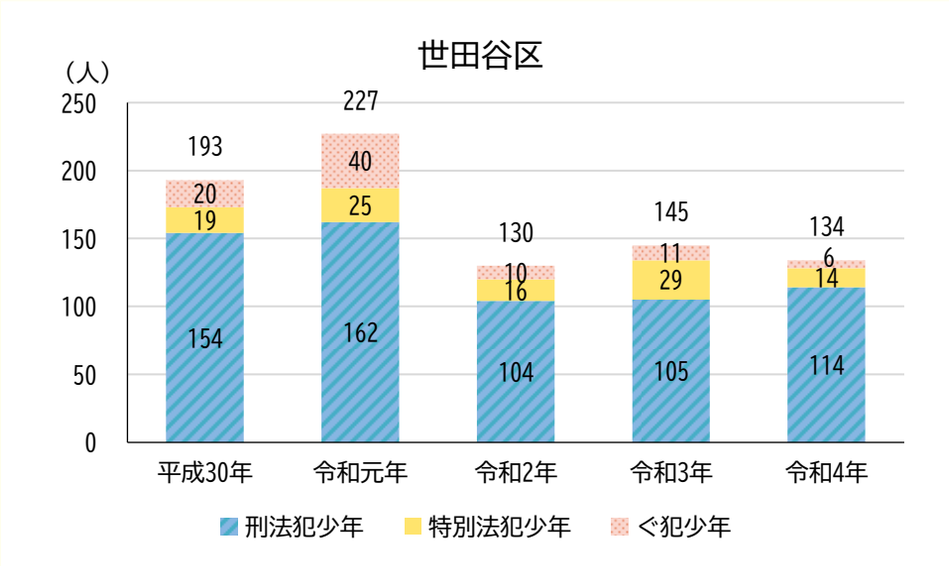

※出典：警視庁統計

＜用語解説＞

非　行　少　年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年。

刑 法 犯 少 年：刑法に規定する罪などを犯した犯罪少年及び触法少年。

特別法犯少年：刑法犯少年にいう罪を除くすべての罪を犯した犯罪少年及び触法少年。
（迷惑防止条例違反、軽犯罪法違反、大麻取締法違反など）

犯　罪　少　年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者。

触　法　少　年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者。

ぐ 犯　少　年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある（18歳未満の）少年。

6 更生保護に関わる状況

（1）保護観察取扱件数（世田谷区）

世田谷区の保護観察の件数は、ほぼ横ばいで推移しています。また、罪名別に見ると、窃盗や薬物事犯が大半を占めています。

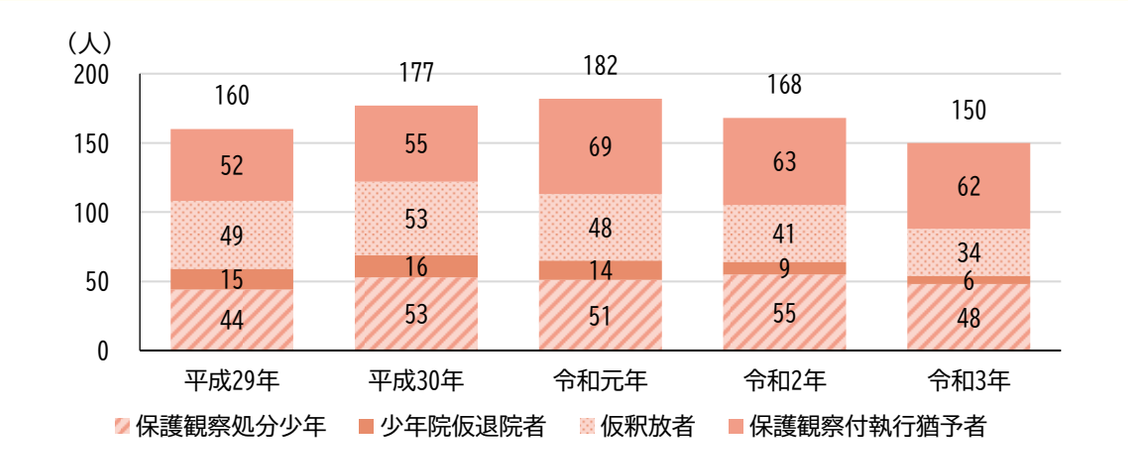

保護観察取扱件数内訳（令和３年）

少年事件
（保護観察処分少年・少年院仮退院者）

主な非行名	件数
窃盗	10
大麻取締法違反	9
傷害	7
道路交通法違反	7
詐欺	3
過失運転致傷／無免許過失運転致傷	3
その他	15

計54件

成人事件
（仮釈放者・保護観察付執行猶予者）

主な罪名	件数
詐欺	20
窃盗	19
覚醒剤取締法違反	19
大麻取締法違反	8
傷害	5
麻薬及び向精神薬取締法違反	4
強盗	3
強制わいせつ	3
その他	15

計96件

※出典：東京保護観察所提供資料

（2）保護司数及び充足率（世田谷区）

世田谷区の保護司数は、微減傾向にあり、充足率（定数205人）も東京都平均を下回っています。

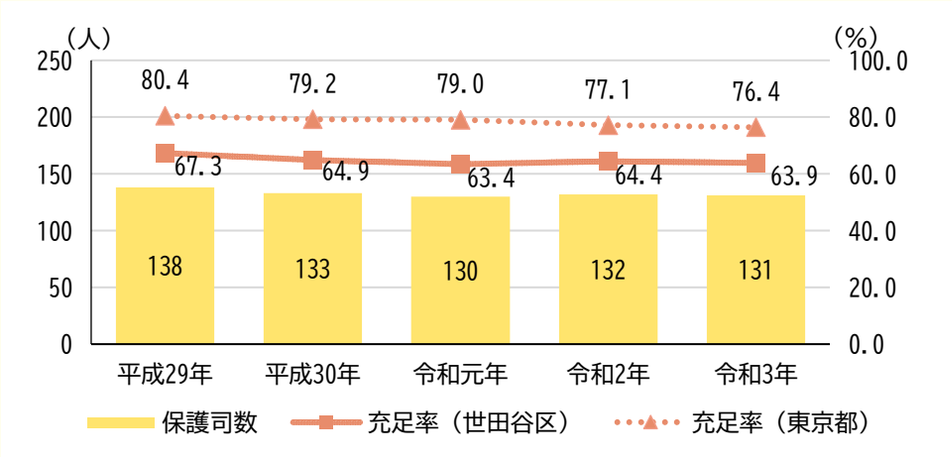

※出典：東京保護観察所提供資料

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現」

犯罪をした人等の多くは、安定した仕事や住居が確保できないまま矯正施設を出所する人、薬物等への依存がある人、高齢者や障害者など、様々な困難を抱えています。再犯防止の推進にあたっては、本人の強い更生意欲が前提となりますが、周りから偏見や差別意識を持たれやすく、本人が更生に向け努力しようとしても、社会で孤立しやすい現実があります。

再犯防止推進法の基本理念のもと、様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないよう、一人ひとりの複雑に絡み合った背景に目を向け、地域の理解と協力を得て、円滑に社会復帰することを通じて、「立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指します。

また、再犯防止に関する取組みは、新たな被害者を生まないための取組みでもあります。「再犯防止」と「犯罪被害者等支援」は両輪で推進する必要があり、犯罪被害者等の尊厳を重んじ、置かれている状況への理解を深めつつ、犯罪被害者等支援にも取り組んでいきます。

コラム 立ち直りのハードル

犯罪をした人等の多くは、以下のように立ち直りに向けて様々な困難を抱えています。

孤独 相談相手がいない	●新たな生活環境の中で、立ち直りに必要な指導や助言が十分に受けられず、生活が再び乱れてしまう。
薬物依存がある	●適切な治療や相談支援を受けることができず、薬物依存症からの回復ができない。
高齢である 障害がある	●必要な福祉的支援が得られず、生活が立ち行かなくなる。 ※高齢者や障害を有する者の場合、出所してから再犯までの期間が短いことが明らかとなっている。
住むところがない 仕事がない	●身元保証人を得られず、適当な住居を確保できない。 ※出所後に帰住先のない者は短期間で再犯に及ぶことが明らかとなっている。 ●前科があることや知識・技能等の不足により、就職や就労の継続ができない。 ※無職者は有職者に比して再犯率が約３倍。

※出典：法務省「再犯リーフレット」

コラム　犯罪被害者等支援の取組み

様々な犯罪が後を絶ちません。そして、そのほとんどの場合、被害者は突然予期せず犯罪の被害にあい、心身に大きなダメージを受けてしまいます。

区には、犯罪にあわれた方のプライバシーを守りながら、必要な手続きをご案内するほか、警察署や病院へ付き添う相談員がいます。どこに相談すればよいのかわからない時は、ひとりで悩まず、まずは相談窓口にお電話ください。

相談窓口でお手伝いできること

例えば犯罪被害等により、

- **育児が手につかない。家事ができない。**
  【相談】相談員がお話を伺います。お話を伺い、必要な情報を提供し支援していきます。
- **怖くて働けない**
  【紹介・情報提供】お困りの内容から区の担当課や支援機関での必要な手続きについてご案内します
- **病院に一緒に行ってほしい**
  【同行】おひとりで不安な場合、必要に応じて、警察署や医療機関などに同行します

【世田谷区犯罪被害者等相談窓口】
TEL：６３０４－３７６６　　FAX：６３０４－３７１０
月～金曜　午前８時３０分～午後５時（祝・休日、年末年始除く）

「犯罪被害者等支援相談にあたって・・・」

世田谷区犯罪被害者等支援相談員　川口　則昭

犯罪被害者等の相談については、第一に相談者のこころの声を遮らなく、すべてを聞くことを心掛けています。そこから犯罪被害者等の困りごと悩みごとに焦点をあわせ対応しています。また、対応にあたっては、形式的に関係機関の紹介や情報提供をするのではなく、犯罪被害者等がたらいまわしにならないように関係先と連携をとり、犯罪被害者等が相談することへの負担がないように心がけています。

これまでの経験から私が肌で感じたことは、「相談者の心に寄り添うこと」がもっとも大切であるということです。ある犯罪被害者等は、「そばに相談できる人がいるということがなによりのこころの支えであった。」と話されたことがあり、その言葉を忘れることができません。

今後も犯罪被害者等のこころの声を聞き漏らすことなく、関係機関と連携を密にし、犯罪被害者等支援業務を推進しますのでよろしくお願いします。

2　再犯防止における区の役割

（1）国と地方公共団体の役割

犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続の終了後も、国や地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援する必要があります。

刑事司法手続を離れた人に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されることから、地域による包摂を推進するため、国の第二次再犯防止推進計画では、国と地方公共団体が担う役割が明示されました。

市区町村の役割は、①保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供すること、②立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うこと、とされており、国と地方公共団体は相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組みを推進することとされています。

＜国と地方公共団体の役割＞

区分	主な役割
国	各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。 加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。
市区町村	保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。 また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

※出典：国「第二次再犯防止推進計画」

（２）再犯防止における区の役割

これらを踏まえ、再犯防止における区の役割は、以下のとおりとします。

＜再犯防止における区の役割＞

1　生きづらさを抱えた支援を必要とする犯罪をした人等が、地域で孤立することなく安定して生活できるよう、一人ひとりの複雑に絡み合った背景に目を向けて必要な支援内容を把握し、関係機関等との連携のもと包括的な支援を行うとともに、東京都ですでに開設している再犯防止に関する相談窓口やポータルサイトといった社会資源を活用しながら、再犯防止に関する取組みを推進します。

2　立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを推進します。

＜保健医療・福祉サービスが必要な対象者の一例＞

区分	関係機関等	主な役割
国	検察庁	起訴猶予等により釈放する被疑者・被告人を対象に、保護観察所、地域生活定着支援センター、自治体等の関係機関と連携した取組みを行う。
	矯正施設 （刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院）	保護観察所、地域生活定着支援センター、自治体等の関係機関と連携した取組みを行う。
	保護観察所	○更生緊急保護 満期出所者や起訴猶予者等に対して、申出に基づき食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなど緊急の措置を講ずる。 ○生活環境の調整 刑務所や少年院などに収容されている人を対象に、希望する帰住先の住居や就業先などの帰住環境を調査・調整する。 ○保護観察 仮釈放者や保護観察付執行猶予者等を対象に、保護観察官と保護司が協働し、指導監督及び補導援護を行う。
都	地域生活定着支援センター	保護観察所から依頼のあった高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等を対象に、①コーディネート業務 ②フォローアップ業務 ③相談支援業務などを行う。
	＜相談窓口＞ 犯罪お悩みなんでも相談	社会福祉士や精神保健福祉士による電話相談窓口
	＜ポータルサイト＞ リスタ！NET	悩みや困難に応じた相談窓口や支援制度等の情報を掲載
区	保健福祉センター、各支援機関など	保健医療・福祉サービスの提供、関係機関における切れ目ない支援 →対象者を必要な支援機関につなぎ、複雑化・複合化した課題に対しては支援機関のネットワークの下で支援する。

コラム　犯罪をした人等が地域移行するまでの流れ

（1）成人の場合

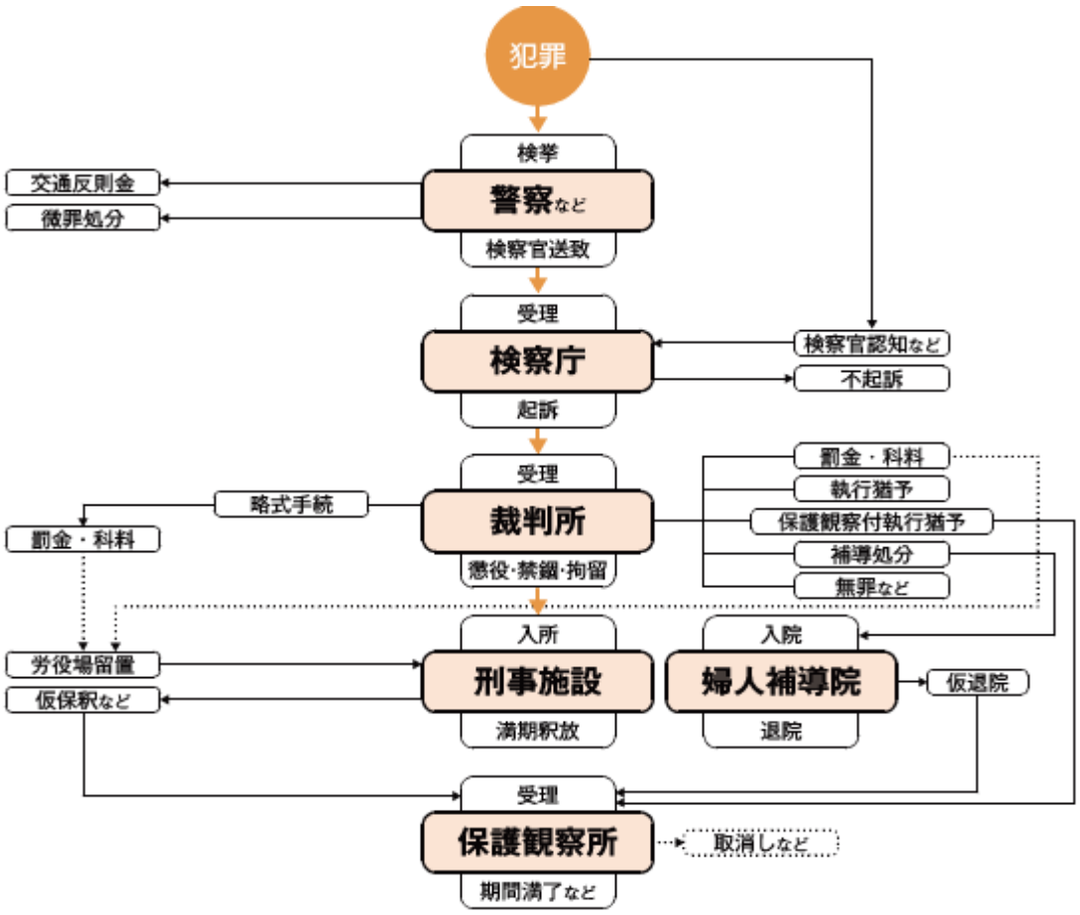

※出典：東京都「令和４年度版非行少年・再犯防止支援ガイドブック」
※婦人補導院は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和６年４月１日に施行されることに伴い、同日付で廃止されます。

検察庁

検察庁は、刑事事件についての捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っています。

刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を「刑事施設」と総称します。刑務所・少年刑務所は、主として刑の執行を行う施設で、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇等を行います。拘置所は、主として拘留中の被疑者や被告人（検察官から起訴されて訴訟が係属中の人）を収容しています。刑事施設は、全国に73施設と105の支所があり、都内には4施設（刑務所2施設、拘置所2施設）あります。

保護観察所

保護観察所は、地方裁判所の所在地（基本的には県庁所在地）に置かれ、更生保護の第一線の機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策等の事務を行います。

（２）少年の場合

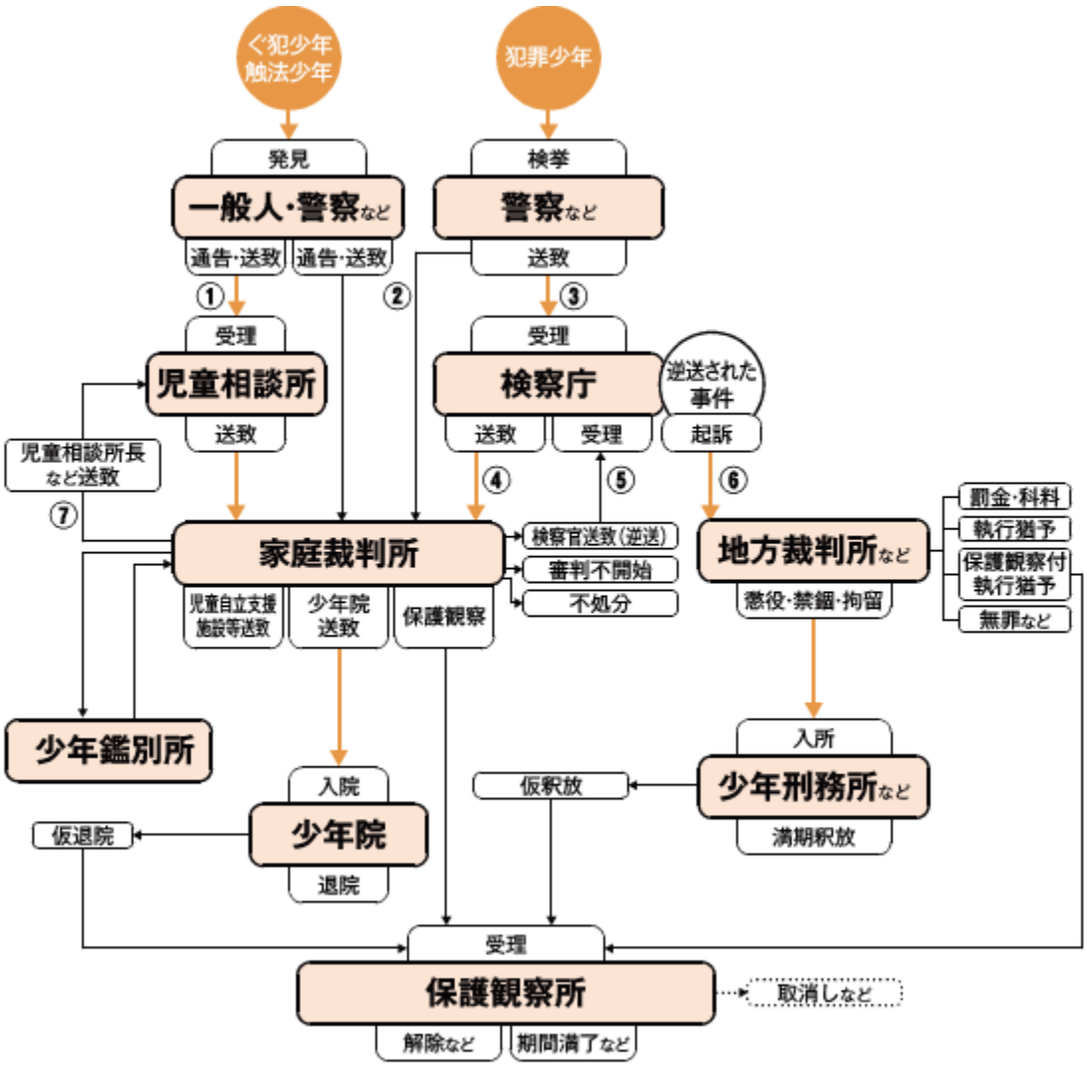

少年の種類	年齢	警察の手続き１	法定刑等	警察の手続き２
犯罪少年	14 歳以上 18 歳未満	検挙	罰金以下	家庭裁判所送致
	18 歳以上		懲役、禁錮等	検察官送致
			—	
触法少年	14 歳未満	補導	故意の犯罪により被害者を死亡させた事件等	児童相談所長送致
			—	福祉事務所または児童相談所に通告
ぐ犯少年	14歳以上 18歳未満	補導	—	福祉事務所または児童相談所に通告、若しくは家庭裁判所送致

※令和４年4月1日から施行された改正少年法では、特定少年（18 歳及び 19 歳の者）はぐ犯の対象から除外され、法定刑が罰金以下の場合も事件を検察庁に送致することができることとなりました。

※出典：東京都「令和４年度版非行少年・再犯防止支援ガイドブック」

家庭裁判所

家庭裁判所は、少年事件が送致されると裁判官による審理が行われ、非行事実が認められる場合には、家庭裁判所調査官による調査で得た情報を参考として審判、処分が決定されます。少年事件における審判の目的は、少年を罰することではなく、その非行性を取り除き、将来の犯罪を防ぐことにあるため、法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。

少年鑑別所

少年鑑別所は、家庭裁判所等からの求めに応じて鑑別対象者の鑑別を行うほか、少年鑑別所に送致するとの観護措置の決定により収容されている少年等に対して観護処遇を行う施設です。また、「法務少年支援センター」として、非行及び犯罪防止の専門的な知識や経験を活用し、地域の人が抱える悩みについて、本人や家族、関係機関からの相談に応じることで、地域社会の非行や犯罪の防止を援助する機能も有しています。全国に52か所（分所を含む）あり、都内には2か所（東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所）あります。

少年院

少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する施設で、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。概ね12歳から20歳までの少年を収容しており、犯罪的傾向の進度や心身の著しい障害の有無などにより、第1種から第5種までの種類があります。

少年刑務所

少年刑務所は、主として26歳未満の受刑者を収容する刑務所のことをいい、全国に6つの施設があります。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の基本目標から各施策を展開していきます。

基本目標１ 関係機関との連携強化

生きづらさを抱える犯罪をした人等が、生活困窮や孤独・孤立等に陥らないよう必要な支援機関につなぎ、複雑化・複合化した課題に対しては支援機関のネットワークの下で支援するなど、支援を必要とする人を取り残さない体制を構築していきます。

基本目標２ 民間協力者への支援

保護司や協力雇用主をはじめとする民間ボランティアが減少傾向にあるため、地域の核となる人材の発掘や育成など、担い手確保に向けた取組みを展開していきます。

基本目標３ 広報・啓発活動の推進

再犯防止の取組みは、区民にとって必ずしも身近なものではなく、理解や関心が得にくいという現状を踏まえ、区民や事業者等に対して広く周知・啓発を図ります。

4 計画の体系

基本目標	取組み方針	施策
基本目標１ 関係機関との連携強化	１ 保健医療・福祉サービスの利用促進	（1）犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援
		（2）薬物等の依存症を抱える人への支援
	２ 就労・住居確保の支援	（1）就労の支援
		（2）住居確保の支援
	３ 非行防止と修学支援の充実	（1）児童・生徒等の非行防止
		（2）修学支援の充実
基本目標２ 民間協力者への支援	４ 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進	（1）民間協力者の活動促進
基本目標３ 広報・啓発活動の推進		（2）広報・啓発活動の推進

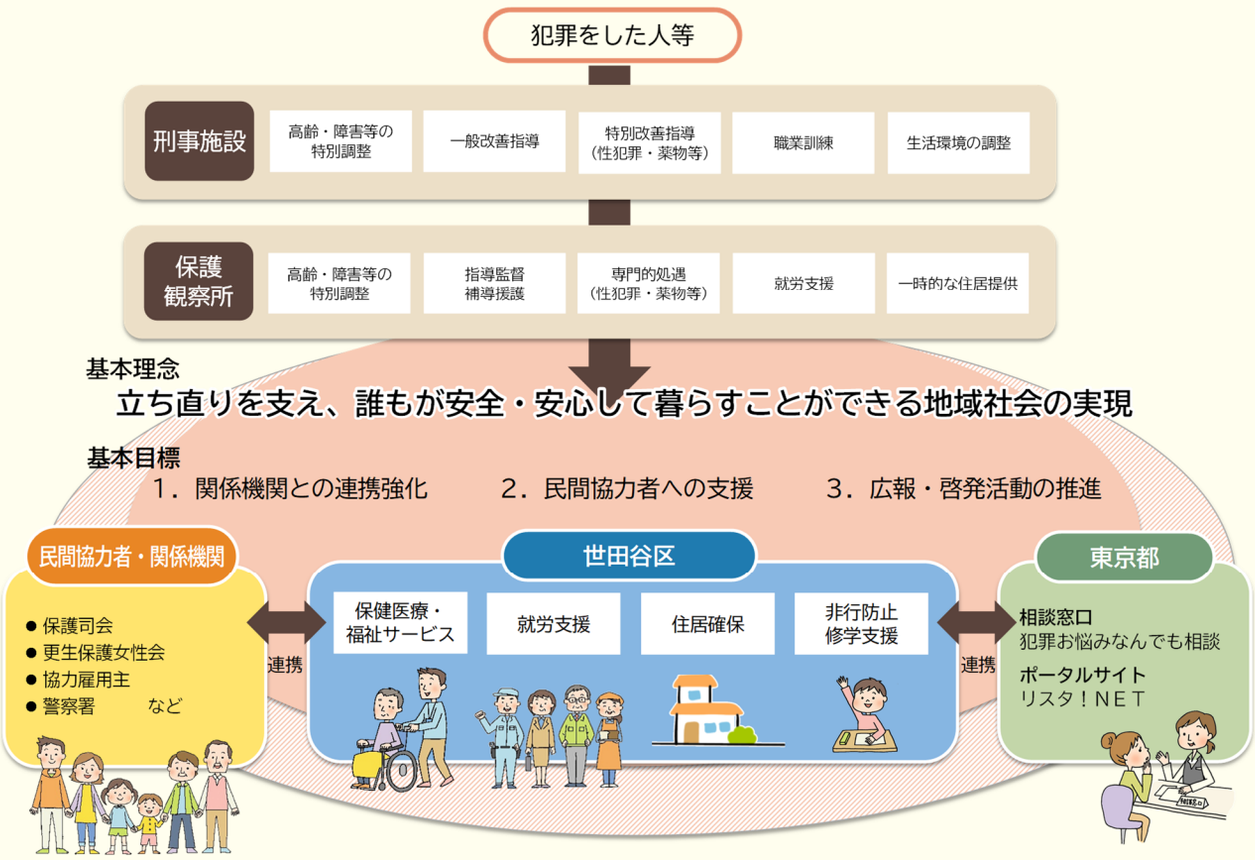

第4章

再犯防止に関連する施策

1　保健医療・福祉サービスの利用促進

（1）犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援

現状と課題

犯罪をした人等は、それぞれに経歴や性格をはじめ、家庭環境や経済的状況、交友関係等異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。そのため、犯罪や非行の内容はもとより、一人ひとりの複雑に絡み合った背景に目を向ける必要があります。

属性別の状況で見ると、高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代において最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

国においては、高齢者又は障害のある受刑者等に対して、出所後に必要な福祉サービスに橋渡しする取組み（出口支援）として、刑務所、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターなどが連携して特別調整等を実施しています。また、令和3年度からは、起訴猶予者等に対する取組み（入口支援）として、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施しています。

しかし、起訴猶予者等への入口支援にあたっては、法令に基づく限られた身柄拘束期間のうちに調整を行う必要があります。また、高齢者や障害のある出所者の中には、医療や福祉の支援が必要であるにもかかわらず、特別調整や更生緊急保護等を希望せず必要な支援につながらないこと、認知症や障害が疑われるものの要介護認定や障害者手帳の取得まで至らない人がいること、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことで支援が行き届かないこと等により、再犯につながっているケースもあります。

また、国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者やストーカー・DV加害者、暴力団関係者等に対する特性に応じた効果的な指導の実施を掲げており、刑事施設や保護観察所において専門的プログラムの充実などに取り組んでいます。しかし、専門的な支援が必要となることや、関係機関の連携による支援の継続性・一貫性が不十分であるなどの課題があります。

その他、加害者家族の置かれている状況に目を向けると、マスコミの取材や周囲からのバッシング、学校でのいじめなど困難な状況に直面するケースが多くあります。特に、昨今はSNSの普及によって加害者家族の個人情報が拡散する場合があるなど、状況はより深刻化しています。加害者家族を支援することで、加害者が出所した後の受け皿となって再犯防止につながるほか、加害者の家族、特に子どもが不安定な環境に置かれることを防ぐことにもつながる一方で、加害者家族向けの支援のノウハウが不足していることが課題となっています。

区では、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、コミュニティソーシャルワークを推進してきました。高齢者や障害のある人など社会的に孤立しやすい傾向にある人は、複雑化・複合化した課題を抱えているケースが多いことから、支援には専門的な知識や経験のほか、関係機関における包括的な支援体制を構築する必要があります。

施策の方向性

関係機関等と連携し、生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制を構築していきます。

施策の内容

① 相談支援体制の充実

- 複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に対して、必要な支援を届けるため、総合支所保健福祉センターを中心にしたチームでの支援、支援が届いていない人にも支援を届けるためのアウトリーチ強化、ICT技術を活用した福祉の相談窓口の強化を推進します。

【保健福祉センター、保健福祉政策課】

- 職員の理解促進と対応力向上に向けて、各種相談に応じる区職員を対象に、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実等を目的とした研修を実施します。

【保健福祉政策課】

- 加害者家族支援として、職員をはじめ区民や事業者に対して、加害者家族が置かれた状況に配慮した言葉かけや接し方などアセスメントの充実や理解促進を図るなど、関係機関やNPO法人等との連携のもと取り組みます。

【保健福祉政策課】

- 地域障害者相談支援センター“ぽーと”等において、様々な地域資源と連携しながら、相談支援や障害理解と障害者差別解消法の普及・啓発等に取り組みます。また、地域での共生社会の体制づくりに向けて、障害当事者が活躍するピアサポーターの活躍の場や、敷居の低い居場所づくりを進めて行きます。

【障害保健福祉課】

●こころの健康や精神疾患について、困りごとや悩みを持つ本人や家族、関係機関等を対象に、専門医や保健師が相談を実施します。また、保健センターにおいて「夜間・休日等こころの電話相談」を実施し、区役所の閉庁時における不安等の相談の機会を拡大して、必要な支援機関につなげるなど、早期の問題解決を図ります。

【健康推進課、健康づくり課】

●保健師や精神保健相談員、医師等で構成する多職種チームが、地区担当保健師と連携し、支援が必要な未治療や治療中断等の精神障害者等への訪問支援を行います。

【健康推進課、健康づくり課】

②見守り施策の推進

●地域で安心して生活を継続することができるよう、24時間365日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」、介護保険サービスを利用していない75歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の4つの見守り施策を推進します。

【高齢福祉課】

＜地域生活定着支援センターの役割＞　入口支援と出口支援

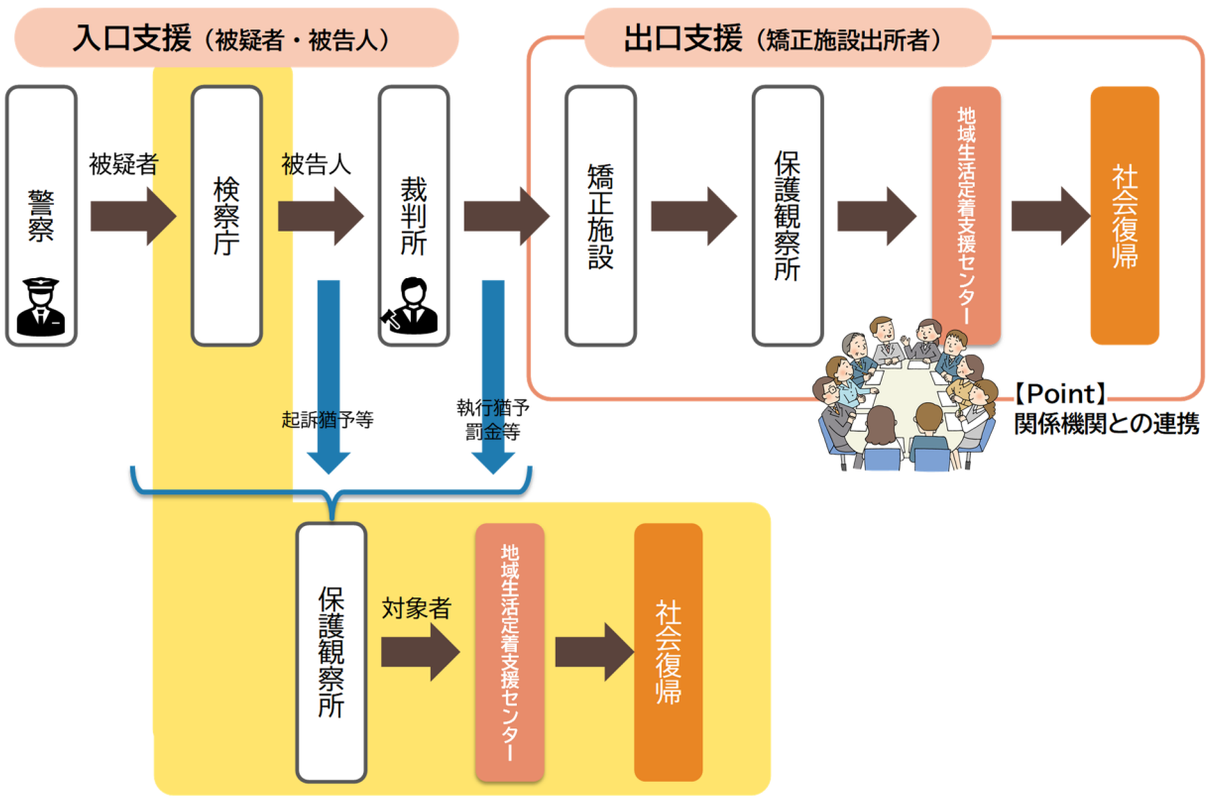

地域生活定着支援センター

対象：高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な方（帰住先がない、福祉サービスが必要など）

業務：①コーディネート業務（帰住地調整）②フォローアップ業務（継続支援）③相談支援業務

＜区の目指す「包括的な支援体制」＞

この間の急激な社会状況の変化を踏まえ、令和6年度を初年度とする区の最上位の行政計画である「世田谷区基本計画」では、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」としました。

区の保健医療福祉施策の基本方針であり、本計画を包含する「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」においては、基本計画の方向性も踏まえ、「誰一人取り残さない　世田谷をつくろう」を基本方針に据え、今後の施策を展開する2つの柱として、以下基本目標を定めました。

基本目標（今後の施策を展開する２つの柱）

1　世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

区では、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、「世田谷版地域包括ケアシステム」を構築・推進してきました。

一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとも複雑化・複合化してきています。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応では、継続的かつ長期的に関わっていくことも求められます。

区では、これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」、「福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」を各分野において推進してきましたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応えていきます。

2　世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進します。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保・育成・定着、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進めます。

図表　今後の施策を展開する2つの柱のイメージ図

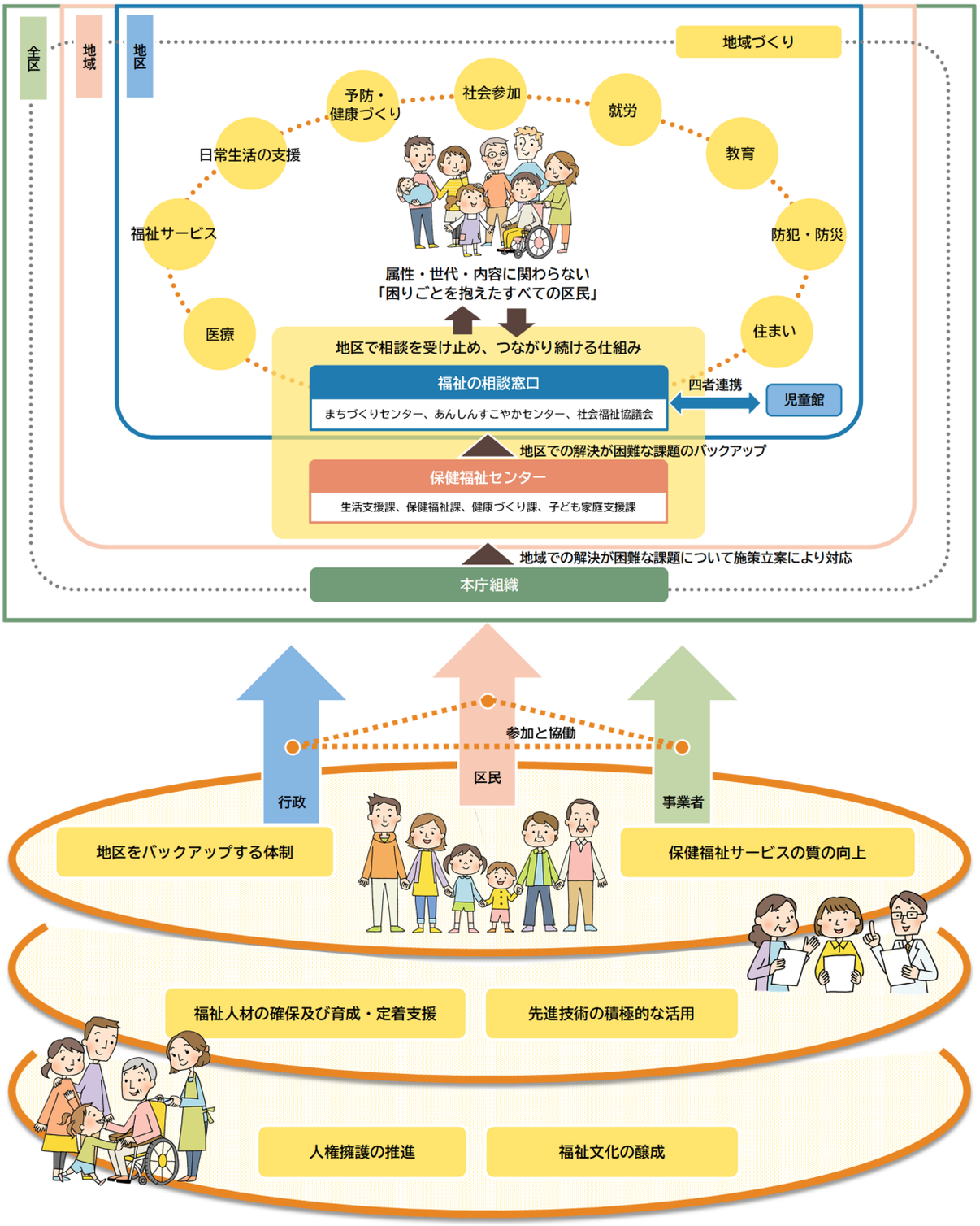

コラム　心神喪失者等医療観察法

精神障害の症状によって善悪の区別がつかないなどの通常の刑事責任を問えない人が重大な他害行為を行った場合に、国の責任において専門的な医療を統一的に行い、地域においても継続的な医療を確保して、病状の改善と社会復帰を促進し、このような事態が繰り返さないようにするための制度があります。

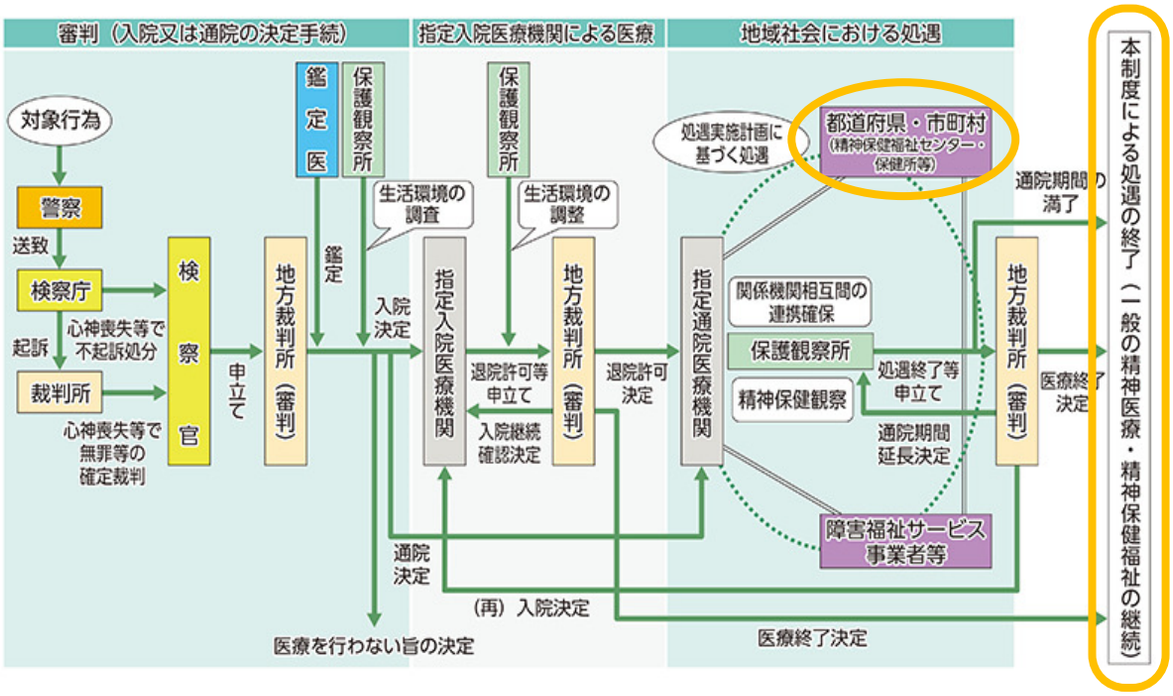

■医療観察制度

心神喪失又は心身耗弱の状態で重大な他害行為を行った人を対象とし、必要な医療を確保して病状の改善を図り、再びこのような事態が繰り返されないよう社会復帰を促進することを目的としています。処遇の流れを大きく分けると3つに分かれており、「審判」「指定入院医療機関における医療」「地域社会における処遇」で構成されます。

■地域社会における処遇（地域の支援についてのみ記載します）

審判で通院決定を受けた人、指定入院医療機関に入院した後退院許可決定を受けた人は、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けます。また、この通院期間中は継続的な医療を確保することを目的に、保護観察所（法務省）の社会復帰調整官による、見守り・必要な指導等の「精神保健観察」が行われます。さらに、精神保健福祉法や障害者総合支援法等に基づき、都の精神保健福祉センター職員や区の保健師、事業者等による精神保健福祉サービス調整等の「援助」が行われます。

「医療」「精神保健観察」「援助」の三本柱が適正かつ円滑に実施されるよう、地域処遇に携わる関係機関が協議して「処遇実施計画」を定め、処遇方針の統一と役割分担の明確化を図っています。

＊ この医療観察制度による処遇が終了した後は、区の保健師が中心となって継続支援を行います

（参考文献：法務省保護局「心神喪失者等医療観察法による地域処遇ハンドブック」）

（2）薬物等の依存症を抱える人への支援

現状と課題

薬物事犯者のうち、最も数が多い覚せい剤取締法違反による検挙者数は、減少傾向にある一方で、他の犯罪と比べても再犯リスクが高く、より早い段階で刑務所に再び入所する傾向にあります。また、大麻取締法違反による検挙者数は8年連続で増加し、うち約7割を30歳未満の人が占めるなど、若年層を中心とした大麻乱用が拡大している等の課題があります。

国においては、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施や薬物依存からの回復に向けた指導をするほか、薬物事犯者を地域の保健医療機関等に適切につなげるための支援を進めてきました。

しかし、薬物等の依存症を抱える人は、犯罪をした人であると同時に、依存症の患者である場合が多く、自らの意思による薬物使用のコントロールは困難であるほか、アルコールやギャンブル、医薬品等への依存による問題行動等が背景となって犯罪に至るケースや、窃盗を繰り返す人の中にはクレプトマニア（窃盗症）を抱えている場合もあります。そのため、再犯防止に向けては、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせて、適切な治療・支援を継続的に受けられる環境の整備を進めることが必要となります。

また、依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み影響を与えることから、家族や支援者等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことも求められています。

施策の方向性

依存症からの回復を支援するため、関係機関と連携し適切な医療を受けられるよう支援するとともに、薬物等の依存症に関する普及啓発を行います。

施策の内容

①相談支援体制の充実

- お酒やギャンブル、薬物などの問題について悩んでいる方、家族、関係者に保健師、専門医が相談にのり、依存症によって生じる健康問題の回復に向けて支援します。

【健康推進課、健康づくり課】

②薬物等の依存症に関する普及啓発

- 保健センターにおいて依存症セミナーを実施するほか、区内小中学校において薬物乱用防止教室等を開催し、健康被害事例に係る情報提供を図るなど、薬物等の依存症に関する普及啓発を進めます。

【健康推進課、健康づくり課、教育指導課】

2　就労・住居確保の支援

（1）就労の支援

現状と課題

刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍になるなど、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

犯罪をした人等にとっての就労は、単に収入を得て生活基盤を安定させるだけではなく、生活のリズムを整えることができ、地域社会を構成する一員として役割を持つことにより、社会とのつながりや自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。

国においては、受刑者に対して、就労に必要な基本的スキルやマナー、コミュニケーション能力等を習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組みを具体化させる就労支援指導を実施するほか、就労先を在所中に確保するため矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置するなど、矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した就労支援を行っています。また、協力雇用主の確保とその活動に対する支援として、刑務所出所者等就労奨励金制度や助言・研修など、協力雇用主の不安や負担を軽減するための取組みが実施されています。

しかし、就労にあたっては、前科等があることに加え、携帯電話を所持していないことで就職活動が困難なケースや、適切な職業選択ができないことなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること等の課題があります。また、区内における協力雇用主の数は、コロナ禍以降で減少傾向にあり、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人が少なくないことや、業種別で見ると建設業が約半数を占めており、高齢者や障害のある人等のマッチングが難しい場合があること等が課題となっています。

区では、三茶おしごとカフェ（三軒茶屋就労支援センター）において、雇用労働分野のワンストップ窓口として区民の仕事探しを総合的に支援するほか、生活困窮の方や障害のある方など、相談者の状況に応じた就労支援を実施してきました。犯罪をした人等の就労支援にあたっては、本人の能力や適性等に応じた職業マッチングを推進するとともに、区内事業者等に対して犯罪をした人等の雇用に関する理解と協力を促進する必要があります。

施策の方向性

関係機関と連携し、犯罪をした人等の能力や適性に応じた就労支援体制の充実を図るとともに、犯罪をした人等の雇用に関する理解と協力を促進します。

施策の内容

①就労支援体制の充実

●犯罪をした人等の能力や適性に応じた支援を受けることができるよう、様々な就労支援機関があることを周知するとともに、相談支援や就労に向けた訓練等の支援を行います。

【工業・ものづくり・雇用促進課、生活福祉課、障害者地域生活課、人権・男女共同参画課】

●世田谷区保護司会及び東京保護観察所との間に締結した協定に基づき、区において保護観察対象者を会計年度任用職員として任用し、生活基盤の確保や社会復帰を支援します。

【保健福祉政策課】

②犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓

●区内事業者等に対し、保護観察所と連携し、犯罪をした人等への就労支援の必要性、法務省で実施する協力雇用主に対する支援制度や矯正就労支援情報センター室（コレワーク）について、理解と協力を促します。

【保健福祉政策課】

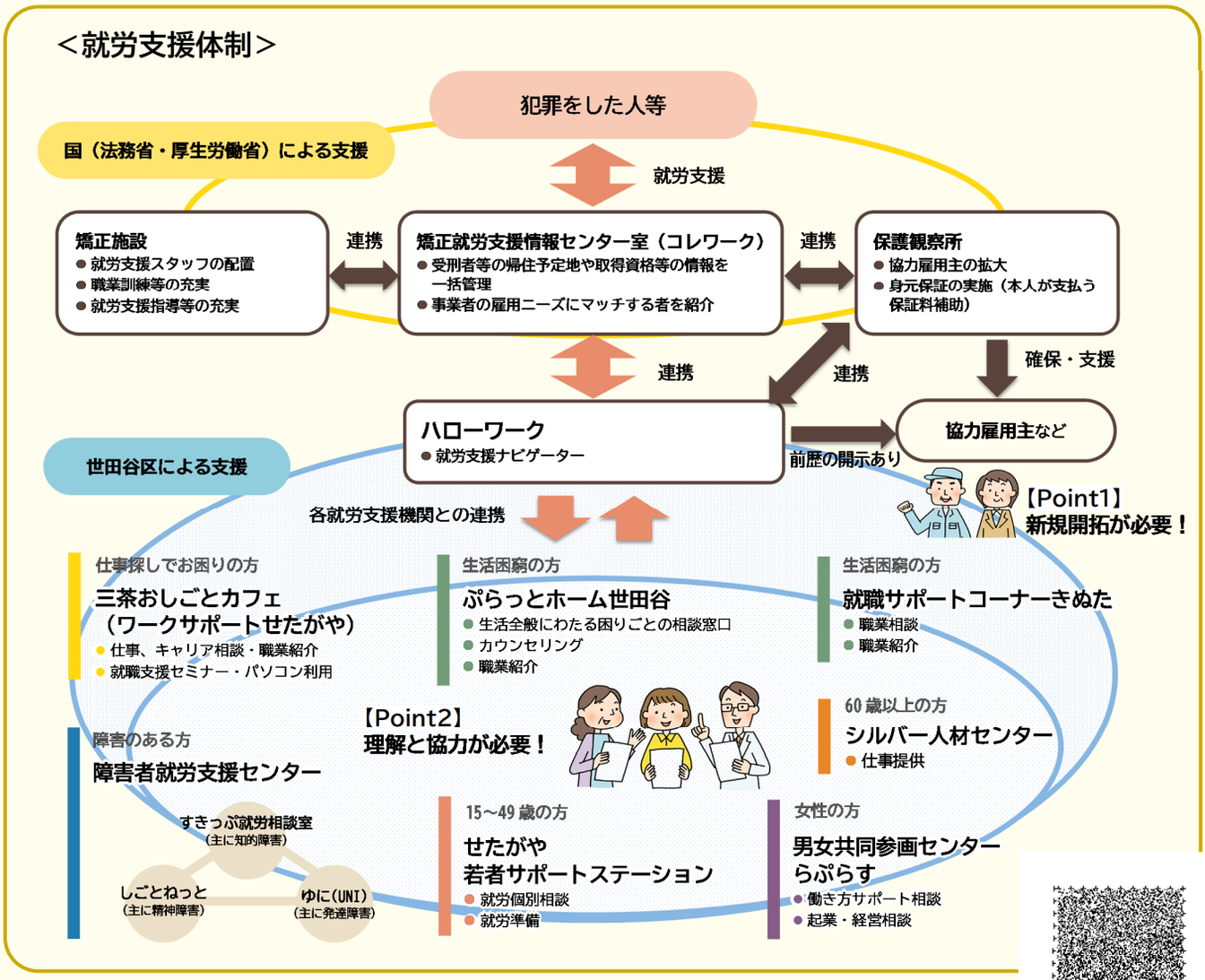

（2）住居確保の支援

現状と課題

刑期満了による刑務所出所者の適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止にかかる支援の中でも重要な要素の一つです。刑務所満期出所者のうち約4割の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることが明らかになっています。

国においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設、生活保護制度などを通じた生活困窮者に対する住居確保の支援、犯罪をした人等で親族等のもとへ帰住できない人を受け入れる更生保護施設や自立準備ホームの確保などに取り組んできました。

しかし、これらの更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。また、犯罪をした人等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま、再犯等に至る人も存在するなどの課題があります。

施策の方向性

住宅確保要配慮者への居住支援として相談体制等の充実を図るとともに、区や不動産関係団体等で構成する居住支援協議会を通じて、賃貸住宅のオーナーや不動産業者の理解と協力を促進します。

施策の内容

①住居確保に向けた支援の充実

- 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、区と協定を締結した不動産関係団体の協力で空き室情報の提供を行う「お部屋探しサポート」や、保証人がいないため賃貸借契約が困難な方を支援する「保証会社紹介制度」に取り組みます。

【居住支援課】

- 適切な水準の住宅を自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者の居住を支援するため、住宅セーフティネットの中核となる区営住宅等を供給します。

【住宅管理課】

- 離職後2年以内や個人の責によらない休業等により収入が減少した人で、住まいを失う又は失うおそれのある人に対して、住居確保給付金の支給とともに、就労支援を行います。

【生活福祉課】

②入居後の継続支援

- 高齢者や障害者が安心して住み続けていくためには、入居後の暮らしの継続支援が重要となることから、「住まいあんしん訪問サービス」などによって入居者の生活課題が把握された場合に関係窓口につなぐなど連携を図ります。

【居住支援課】

③賃貸住宅のオーナーや不動産業者の理解促進

- 居住支援協議会等を通じて、賃貸住宅のオーナーや不動産業者に対して、住宅確保要配慮者の住居確保の必要性や理解促進に向けた働きかけを行います。

【居住支援課、保健福祉政策課】

＜住宅確保要配慮者の居住支援＞　※世田谷区第四次住宅整備方針より

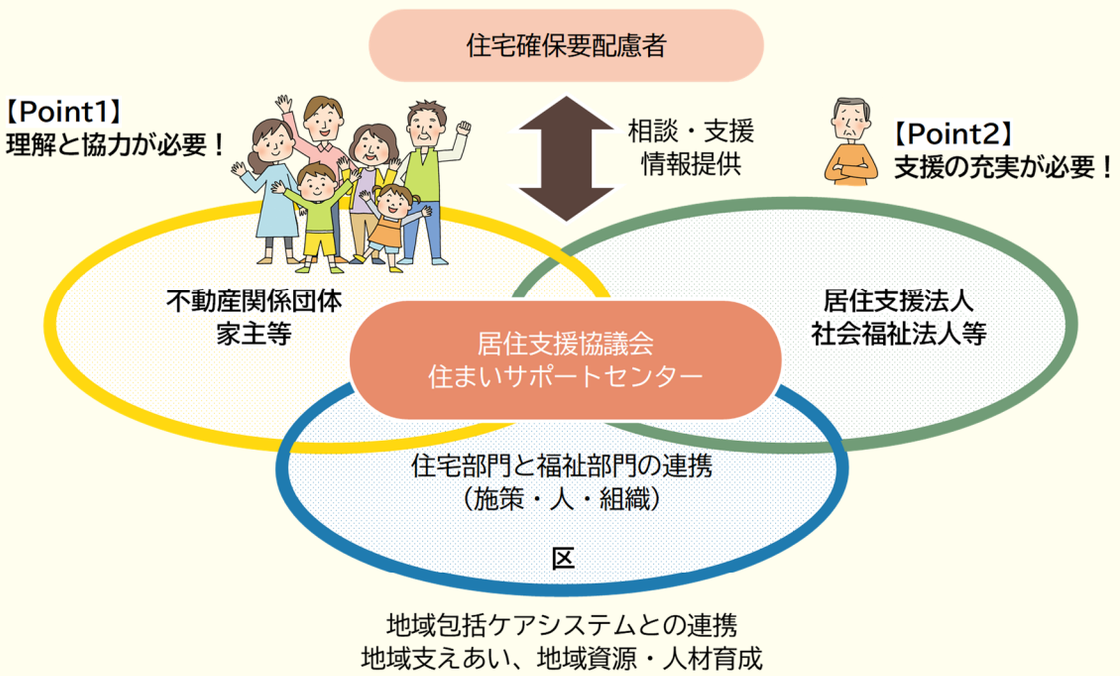

住宅確保要配慮者からの相談に対し、不動産関係団体、居住支援法人、社会福祉法人等とともに、居住支援協議会や「住まいサポートセンター」を中心に連携を図り、相談者への住宅情報の提供や支援を行います。

3　非行防止と修学支援の充実

（1）児童・生徒等の非行防止

現状と課題

少年院出院者の2年以内再入率は約1割であり、将来を担う子どもたちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、公的な支援へのつながりにくさを抱える児童・生徒等が、退学等により居場所を失い、必要な支援から遠ざかってしまうことがないようにする必要があります。

しかし、近年の非行の背景には、虐待や貧困等の家庭の問題、保護者の養育能力の欠如のほか、学校・社会環境、少年自身の発達上の問題などが複雑に絡み合っている場合があり、非行の未然防止や早期立ち直りへの課題となっています。特に、虐待は、大人になってからも生きづらさを抱えたり、人間関係の形成に支障をきたしたり、子育て場面では、自らの虐待体験を再現し、繰り返してしまう場合がある等、将来にわたって深刻な影響を及ぼすといわれています。

区では、令和2年4月に児童相談所を開設し、子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより児童虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談行政を推進してきました。一方で、児童虐待の相談・通告件数は依然として増加しており、子どもを取り巻く環境は深刻化しています。悩みや不安を抱える子どもを誰一人取り残さないため、学校・家庭・地域が連携したきめ細やかな支援が必要です。

施策の方向性

児童・生徒の非行を未然に防止するため、学校・家庭・地域が密接に連携を図るとともに、相談支援体制を充実させます。

施策の内容

①相談支援体制の充実

- 児童相談所において、非行行為（触法及びぐ犯）により警察等からの通告を受けた児童や保護者に対して相談支援を行います。非行問題については、背景にある家族の問題や児童虐待の影響に留意しながら、必要な調査を十分に行い、丁寧に関わっていきます。必要に応じて児童心理司が継続的に関わり、児童の心理教育を行い再発防止に努めるとともに、地域においては子ども家庭支援センターと連携のうえ、児童のみならず保護者支援を含めて専門機関として支援します。

【児童相談所、児童相談支援課、子ども家庭支援課】

- メルクマールせたがやにおいて、様々な理由から社会と接点が持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた若者に対して、面談や居場所活動、各種プログラム等を通して、その人らしい自立に至るまでの支援を行います。

【生活福祉課】

●思春期世代のこころの悩みや不安に対して、家族や本人を対象に、専門医や保健師による「子ども・思春期こころの健康相談」を実施するとともに、臨床心理士等の専門のスタッフによる「こころスペース」（匿名可・予約不要）を開催します。

【健康推進課、健康づくり課】

●教育総合センターにおいて、いじめや不登校など様々な相談に対応し、学校や専門チームとの連携により、多様で複雑な課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制を構築します。

【教育相談課】

●不登校支援として、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばし、社会的な自立につながる支援を行うため、不登校特例校の開設・運営やほっとスクールの充実など、児童・生徒の進路の選択肢を広げる多様な支援策を展開します。

【教育相談課】

●各小・中学校において、いじめ防止プログラムやいじめ防止の授業を実施するほか、教員に対しては、いじめ防止に向けたリーフレット配布や各種研修の実施により対応力や意識の向上を図るなど、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

【教育指導課】

②子どもの居場所の充実

●児童館や青少年交流センターにおいて、成長段階や個々の子どものニーズの多様性に応じて、悩みや不安を抱える子どもも安心して過ごすことができる居場所を確保します。

【児童課、子ども・若者支援課】

コラム　世田谷少年センターにおける少年支援

＜少年センターとは＞

警視庁少年育成課の少年センターは都内に8カ所あり、そのうち、世田谷区、目黒区、渋谷区を管轄するのが世田谷少年センターです。少年センターには、警察官、少年相談専門職員（心理技術職）、少年補導職員（警察官OB）がおり、それぞれの活動を通じて、少年の非行防止と健全育成を図っています。警察官と少年補導職員は、補導活動（パトロール）を通じて、不良行為をしている少年たちに声をかけ、非行の入り口で歯止めをかけるよう注意喚起しています。少年相談専門職員は相談活動の中で、少年やその保護者との面接を重ねながら、問題行動の背景を探り、問題の根本的解決を目指しています。また、立ち直り支援活動という様々な体験活動も行っており、人と協力して活動する楽しさや、何かを作り上げる達成感を味わうことを通じて、社会との絆の醸成や自己肯定感の向上を図っています。

＜世田谷少年センターで受理する相談内容＞

具体的には、盗みや不良交友、性非行などの「非行問題」に関する相談や、しつけや金品持ち出し、家庭内暴力といった「家庭問題」に関する相談が多く寄せられています。また、いじめや性被害などの「被害」に関する相談、自傷行為や薬物依存といった「精神保健」に関する相談もあります。

昨今、特に心配されているものとして、地下アイドルへの依存、パパ活、SNSを通じた不適切なやりとり、学校内の盗撮、といった相談があります。

＜世田谷少年センターへの相談導入の流れ＞

相談につながるパターンの多くは、少年を心配した保護者から連絡があり、来所されることになります。回数や頻度は厳格に決まっておらず、相談者と話し合いながら決めていきます。多くは月に1～2回ですが、毎週いらっしゃる方もいます。

親子一緒に来所されても、基本的には別々にお話をお聞きしますし、少年が話した内容は、命に関わるような重要なことでない限り、勝手に保護者に伝えることはありません。そういうことを説明し、気兼ねなく本心を話してもらえる信頼関係を構築していきます。1回の面接で終わることはまれで、継続的な相談になることが多いです。

＜問題解決にむけて面接で行っていること～非行少年の場合～＞

非行問題の場合、問題行動だけを見ていると少年を叱りたくなりますが、少年には少年なりの言い分があることが大半です。そのため面接では、保護者からは、今お困りの問題行動がいつ頃からどのように始まったのか、生まれたときからの家庭環境、小さい頃の行動、性格、学校での様子などをお聞きして、現在の問題行動の背景にあるものを知るように努めます。少年からも、自分自身についての問題意識、家族関係、学校の居心地、友人関係などを聞き取っていきます。問題をピンポイントで捉えずに、問題が生じてきた経緯、家庭や学校など環境から受ける影響も視野に入れて理解し、立ち直るために何が必要なのかを把握するようにします。ご家族への助言はもとより、時には学校や関係機関との協力関係を築き、社会資源を活用して適切な対応をするよう努めています。

一方、少年が自ら「自分はこういうことが理由で、こういうことをしてしまった」と話すことは多くありません。様々な情報を元に、問題の背景について推測し、それに基づいて少年と対話を重ねます。担当者との対話の中で、少年自身が自己理解を深め、非行ではなく社会的に望ましい形で行動できるよう変化を促していきます。

＜印象に残っている事例＞
※個人情報保護のため、細かい部分は変更してあります。

家出と怠学を繰り返している女子中学生がいました。父子家庭で、父親は1人で働いて子どもを育てており、親としての責任感はあったのですが、門限など家のルールに厳しい人で、少しでも破ると手を上げることも多かったようです。少年は、友だちと遊んで門限を破ってしまい、そのまま家に帰ると怒られるので、それが怖くてそのまま家出をしてしまうというパターンを繰り返していました。父親に連れてこられた少年は、明るく屈託なく話す子でしたが、父親の話になると沈んだ様子で「親には褒められたことがない」と言っていました。少年の面接では、少年ができていることを見つけ、それを言葉にして伝えました。また、もし門限を破っても、家出せず帰って謝るのが一番良いと指導をしました。父親には、少年なりに努力しているところを認めてあげること、暴力はやめることを説諭しました。少年面接で、学校に行ったことやルールを守ったことを聞いたときに「頑張っているね」と伝えると、少年は「うん、うん」とうなずいていました。少年は、相談開始後も家出や怠学、危ない異性交遊をしていましたが、ルールを破った際に父親が手を上げるのをやめ、少年の良いところや頑張っているところを認めながら対応するようになっていったところ、登校することが増え、進路に意識が向くようになりました。高校受験に向けて、少年センターのボランティア「被害少年サポーター」さんに協力してもらい、高校受験のための学習支援を行いました。少年は自分と年の近いお姉さんに勉強を教えてもらいながら、時には恋愛話をすることもあったようです。幸い少年は希望の高校に合格し、高校進学後も落ち着いた生活を送っていたため、相談は終結となりました。

「できているところを認めることが大切」ということは、少年を支援する立場の者であれば共通理解として持っていることと思いますが、改めてその大切さを再認識させてくれたケースでした。

＜支援者として心がけていること＞

非行の相談の場合、相談継続中に少年の行動が悪化したり、低空飛行で先が見えなかったりして担当者が疲弊することもあります。目の前の状況に一喜一憂せず、子どものためにできることを小さなことでも一つ一つ重ねていきたいと思います。少年の中に「自分に向き合ってくれる大人がいる」と大人への信頼感を育てられたら、それは一つの小さな目標を達成しているといえるのではないかと思います。

＜世田谷少年センター＞

（2）修学支援の充実

現状と課題

ほとんどの人が高等学校に進学する状況にある中で、入所受刑者の約3割は高等学校に進学しておらず、少年院出院時に復学・進学を希望している人のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題があります。

社会において、就職して自立した生活を送るうえでは、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い状況を踏まえ、国においては、高等学校の中退防止のための取組みや高等学校中退者等に対する学習支援等を実施してきました。

子どもが犯罪や非行等を理由として進学や就職を断念してしまうことがないよう、学びを継続することができる居場所や学習機会の提供を行う必要があります。

施策の方向性

次世代を担う子どもが十分な学びの機会を得られるよう修学支援の充実を図ります。

施策の内容

①修学支援の充実

- 生活保護や生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象に、学習支援事業を継続して実施するとともに、身近な地区における子ども・子育て支援の中核的役割を果たす児童館の夜間や休館日を活用した地域の団体による子どもの学び場を実施します。

【子ども家庭課、生活福祉課、児童課】

- 義務教育を終了できなかった人、または様々な事情により中学校で十分に学べなかった人に対して、中学校夜間学級において教育の機会を提供します。

【学務課】

4　民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

（1）民間協力者の活動促進

現状と課題

再犯防止の推進にあたっては、地域において犯罪をした人等の指導・支援にあたる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会といった更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力が必要不可欠です。

しかし、近年では保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係の希薄化等により従来の活動が難しくなっていること等の課題があります。

世田谷区保護司会では、保護司適任者の確保に向けて積極的に取り組み、退任保護司を補うことができているものの、保護司数は定数を下回る状況が続いています。

区では、地域社会における息の長い支援を継続して実施していくため、関係機関とも連携を図る中で、保護司をはじめとする民間ボランティア人材の確保や活動場所等の環境整備に関する支援を行う必要があります。

施策の方向性

民間協力者や関係機関との連携を図ることにより、犯罪をした人等の立ち直りを支援します。

施策の内容

①更生保護団体等との連携・支援

- 区ホームページ等を通じて、保護司の活動内容や必要性等について広く理解を得るための情報発信を行うとともに、定年退職予定の区職員を主な対象として呼びかけを行うなど、地域の核となる新たな人材の発掘や育成などの担い手確保に取り組みます。

【保健福祉政策課】

- 更生保護サポートセンターの活動場所を提供するほか、保護司が自宅以外の場所でも面接できるよう公共施設の会議室等を提供します。

【保健福祉政策課】

- 世田谷区保護司会が行う更生保護活動や犯罪予防に資する研修等に対して、補助金を交付します。

【保健福祉政策課】

- 再犯防止や更生保護に関わる関係機関や団体等と連携を図り、犯罪をした人等の立ち直りを支援します。

【保健福祉政策課】

コラム　再犯防止に関わる民間協力者

世田谷区保護司会

保護司は、犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。主に、保護観察を受けている人と定期的に面接を行い、生活上の助言や就労の援助などを通じて立ち直りを支援する「処遇活動」と、社会を明るくする運動をはじめとした、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める「地域活動」を行っています。

また、地域の更生保護の拠点として開設している「世田谷区更生保護サポートセンター」では、保護司による対象者との面接のほか、新任研修や関係団体との意見交換等を行っています。

世田谷区更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指し、女性の立場から犯罪をした人等の地域社会での立ち直りを支援しているボランティア団体です。更生保護活動をはじめ、青少年の健全育成、地域の子育て支援など、地域と連携しながら活動しています。

世田谷区ＢＢＳ会

BBS会（Big Brothers and Sisters Movementの略）は、様々な問題を抱える少年を、兄や姉のような身近な存在として接しながら少年たちが自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティアです。児童養護施設への訪問ボランティア活動や非行防止のための集会などを実施しています。

協力雇用主

協力雇用主は、犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。協力雇用主として犯罪をした人等の受け入れを行うには、保護観察所へ登録する必要があり、対象者を雇用（試行含む）した場合、奨励金等の助成金が支払われます。

コラム　保護司をされている方の声

Aさん（元区立小学校校長）

定年退職をきっかけに、何か社会貢献をしたいと思っていたところ先輩保護司から声がかかりました。犯罪者対応と聞き、少し怖い気もしましたが、とてもやりがいのある仕事だと思い引き受けました。

保護観察の初仕事は半年後でした。先輩保護司からの助言を参考に保護観察を続け、刑期完了した時の安堵感は忘れられません。保護観察を行っている間も、地域での広報活動や刑務作業製品の販売などの活動を行っています。

“相手の話を親身になって聞いてあげられる人”それは、あなたです。保護司をやってみませんか。

Bさん（元世田谷区職員）

学生時代の旧友が先に保護司になり、その影響で自分もと思い、始めました。決心したのはNHKドラマ「生きて、ふたたび　保護司・深谷善輔」を観て感動したからです。一緒に観ていた妻に恐る恐る切り出したところ、あっさり賛成され、背中を押されました。その後世田谷区保護司会に配属され、今は少しでも早く保護司会の活動を理解して何かお役に立てるよう努力することと、実際に更生保護の案件依頼があった場合に備えて勉強を続けることが大切と思っています。

もしも、保護司をやれるか迷っている方がいらっしゃるなら、まず一歩を踏み出しましょう。わからない事は保護観察所や先輩保護司に尋ねることです。きっと親切に対応して下さるはずです。

Cさん（元区立中学校校長、現大学教授）

皆様は退職後の第二の人生をどのように過ごそうとお考えでしょうか。今まで行けなかった海外旅行に、趣味の時間になど考えているのではないでしょうか。

私は中学の教員を定年退職したとき、PTA会長から保護司を誘われました。保護司の方には初任校で元気過ぎる生徒たちの指導でお世話になっていましたので、恩返しのつもりでお受けしました。保護司は面接を通して、罪を犯した人の更生と社会復帰を後押しします。また、更生した人たちを差別することなく受け入れる心優しい社会づくりの活動も行います。ともにボランティア活動ですが、とてもやりがいのある仕事です。

私は保護司と同時に大学で働いています。古希となり、残りの人生は保護司として社会と関わり、少しでも貢献できればと考えています。皆様方とともに活動できることを楽しみにしています。

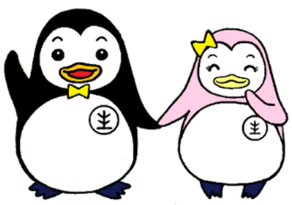

（2）広報・啓発活動の推進

現状と課題

犯罪をした人等の社会復帰のためには、本人自らの努力を促すだけではなく、地域社会において孤立することのないよう区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるよう支援することが重要です。

しかし、再犯防止や更生保護に関する取組みは、区民にとって必ずしも身近なものではなく、理解や関心が得にくいとともに、犯罪をした人等に対する偏見があるという課題があります。

立ち直りを支えるには、地域住民の理解と寛容が必要不可欠であり、本計画の策定を契機として、再犯防止や更生保護に関して周知・啓発を図り、より身近なものとして地域に浸透させていく必要があります。

施策の方向性

広報・啓発活動の推進により、更生保護や再犯防止について、地域理解の促進に努めます。

施策の内容

①再犯防止に関する普及啓発

- 再犯防止に関するシンポジウムや区ホームページ等での普及啓発を通じて、犯罪をした人等が立ち直りに向けて抱える困難さなどへの地域理解の促進のほか、支援に携わる人の「立ち直りを支援する力」の向上を図ります。

【保健福祉政策課】

- 職員の理解促進と対応力向上に向けて、各種相談に応じる区職員を対象に、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実等を目的とした研修を実施します。

【保健福祉政策課】

- 犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進し、7月の強調月間を中心に、駅頭広報活動や講演会、作文コンテスト等を実施します。

【保健福祉政策課】

- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談を実施します。

【人権・男女共同参画課】

- DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害であるという認識を広め、相談体制の充実を図るとともに、暴力の未然防止と早期発見に向けた働きかけに取り組みます。

【人権・男女共同参画課】

第5章

計画の推進体制

区では、関係機関や地域団体との連携を深め、“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会において、取組みの推進を図ります。

＜“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会＞

世田谷区	世田谷区保護司会（７）
世田谷区更生保護女性会	世田谷区ＢＢＳ会
東京保護観察所	世田谷区民生委員児童委員協議会
世田谷区社会福祉協議会	青少年補導連絡会（４）
青少年地区委員会（28）	世田谷区子ども・青少年協議会
世田谷区私立幼稚園協会	世田谷区町会総連合会
世田谷地区人権擁護委員会	世田谷区赤十字奉仕団
世田谷区立小学校長会	世田谷区立中学校長会
世田谷区立小学校ＰＴＡ連合協議会	世田谷区立中学校ＰＴＡ連合協議会
世田谷区青少年委員会	世田谷区子ども育成者連絡協議会
世田谷少年センター	警察署少年係（４）
防犯協会（４）	母の会（４）
交通少年団（４）	世田谷区商店街連合会
ロータリークラブ（４）	ライオンズクラブ（７）
東京都石油商業組合世田谷支部	東京世田谷電設工業協同組合

※８７機関・団体（順不同）

資料編

1 計画の策定経過

開催日	内容
令和4年 12 月 14 日	“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会 ・再犯防止推進に向けた検討（意見聴取）
令和5年3月2日	第１回世田谷区再犯防止推進計画検討委員会 ・計画の概要、再犯防止を取り巻く状況 ・計画の基本的な考え方 ・犯罪をした者等への支援事例
令和5年5月31日	“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会 ・計画の基本的な考え方（意見聴取）
令和5年6月2日	第２回世田谷区再犯防止推進計画検討委員会 ・計画（素案）
令和5年9月7日 ～ 9月28日	パブリックコメント
令和5年11月7日	第３回世田谷区再犯防止推進計画検討委員会 ・計画（案）
令和5年12月12日	“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会 ・再犯防止推進に向けた検討

2　世田谷区再犯防止推進計画検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第８条第１項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、世田谷区再犯防止推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、計画の策定に関する事項を検討する。

（組織）

第３条　委員会は、区長が委嘱し、又は任命する別表第１に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（任期）

第４条　委員の任期は、区長が委嘱し、任命した日から令和６年３月 31 日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員長は、世田谷区保護司会会長の職にある者をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、世田谷区保健福祉政策部長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（検討部会）

第７条　委員会は、第２条に規定する事項の調査及び検討を補佐させるため、検討部会を置く。

２　検討部会は、別表第２に掲げる部会長及び部会員をもって組織する。

３　部会長は、保健福祉政策部長の職にある者をもって充てる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、保健福祉政策部保健福祉政策課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年１２月２３日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日４世保福政第１２１９号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

委員長		世田谷区保護司会会長
副委員長		世田谷区保健福祉政策部長
委員	民間協力団体	世田谷区保護司会代表者（１名）
		世田谷区更生保護女性会代表者（１名）
	地域関係団体	世田谷区社会福祉協議会代表者（１名）
		世田谷区民生委員児童委員協議会代表者（１名）
	学識経験者	学識経験者（１名）
	関係機関	警視庁世田谷警察署生活安全課長
		警視庁北沢警察署生活安全課長
		警視庁玉川警察署生活安全課長
		警視庁成城警察署生活安全課長
		警視庁世田谷少年センター所長
		法務省東京保護観察所代表者（１名）

別表第２（第７条関係）

部会長	保健福祉政策部長
部会員	総合支所保健福祉センター生活支援課長（１名）
	総合支所保健福祉センター保健福祉課長（１名）
	総合支所保健福祉センター健康づくり課長（１名）
	総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長（１名）
	危機管理部地域生活安全課長
	生活文化政策部人権・男女共同参画課長
	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長
	保健福祉政策部次長
	保健福祉政策部生活福祉課長
	高齢福祉部高齢福祉課長
	障害福祉部障害施策推進課長
	児童相談所副所長
	世田谷保健所健康推進課長
	都市整備政策部居住支援課長
	教育総合センター教育相談課長
	世田谷区社会福祉協議会自立生活支援課長

3　世田谷区再犯防止推進計画検討委員会委員名簿

区分	所属機関・団体等	氏名	備考
学識経験者	国士舘大学法学部教授	辰野　文理	
民間協力団体	世田谷区保護司会会長	田中　博光	令和４年度
		鈴木　康司	令和５年度
	世田谷区保護司会	渡部　淳	
	世田谷区更生保護女性会会長	鈴木　清美	
地域関係団体	世田谷区社会福祉協議会事務局長	長岡　光春	
	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長	重田　朗子	
関係機関	警視庁世田谷警察署生活安全課長	太田原　徹也	
	警視庁北沢警察署生活安全課長	河原　健司	
	警視庁玉川警察署生活安全課長	小幡　康二	
	警視庁成城警察署生活安全課長	菊池　理彦	
	警視庁世田谷少年センター所長	渡邉　明宣	
		峯島　智	令和５年９月
	法務省東京保護観察所	高橋　知哉	令和４年度
		上野川　喜隆	令和５年度
世田谷区	世田谷区保健福祉政策部長	田中　耕太	